

江津市バリアフリー基本構想



平成 23 年 3 月
江津市

目次

1. バリアフリー基本構想について	1
1.1 背景と目的	1
1.2 バリアフリー新法の枠組み	2
1.3 バリアフリー基本構想の位置づけ	3
2. バリアフリーに関する現況把握	9
2.1 市の概況	9
2.2 市民意向	27
3. バリアフリーに関する基本方針	32
3.1 基本方針の考え方	32
3.2 市のバリアフリー基本方針	33
4. 重点整備地区におけるバリアフリー基本構想	47
4.1 重点整備地区の現況と課題の整理	47
4.2 重点整備地区における基本的な方針	53
4.3 重点整備地区の区域と生活関連経路の設定等	53
4.4 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の概要	58
4.5 観光バリアフリーの推進事業	71

1. バリアフリー基本構想について

1.1 背景と目的

我が国においては、障がいのある人もない人も“誰もが一緒に”生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念やあらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつあります。また、急速に進む高齢化への対応が求められているなか、高齢者や障がい者等が活力ある生活を送れるような生活環境の整備が急務となっています。こうした社会的背景のもと、移動の円滑化に関する法律として、「バリアフリー新法」（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成 18 年 12 月 20 日に施行され、まちの一体的・総合的なバリアフリーを推進する制度が確立しました。

こうしたなか、本市においても、高齢者や障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境の整備改善が急務であり、特にシビックセンターゾーンを含む江津駅周辺地区においては、面的なバリアフリーを早期に進めることが必要となっています。

このような背景のもと、高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりを実現するために、「江津市バリアフリー基本構想」を策定し、“人を思いやり、人が安心して暮らせるまち、ごうつ”を目指します。

1.2 バリアフリー新法の枠組み

◇バリアフリー新法の目的

バリアフリー新法の目的は高齢者、障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、次に示す2つの事項により、安心して暮らせる社会を実現することです。

- ・公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）
- ・一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の作成）

基本方針（主務大臣）

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

- 以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
- 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務
 - ・ 旅客施設及び車両等
 - ・ 一定の道路（努力義務は全ての道路）
 - ・ 一定の路外駐車場
 - ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
 - ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）
- 特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

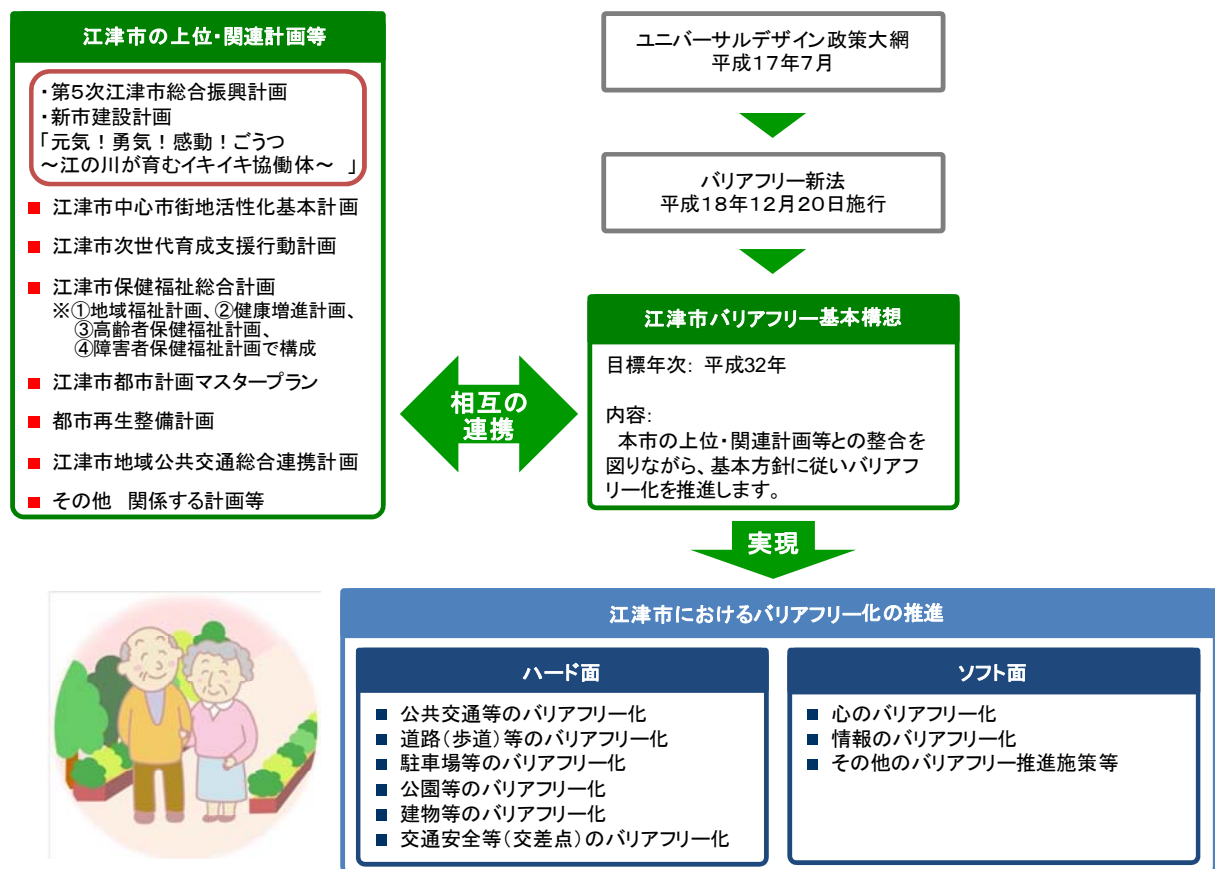
（資料：バリアフリー新法；高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み）

1.3 バリアフリー基本構想の位置づけ

(1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定し、高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりの実現を目指します。バリアフリーの整備方針については、上位計画や関連計画を踏まえ策定することとし、また行政だけでなく市民や関係機関の連携、協力を図りながら、施策や事業を推進します。

本基本構想の目標年次は平成32年とし、基本方針に従いバリアフリー化を推進します。なお、バリアフリー化を行う事業及び整備時期等については、事業着手が可能なものから行い、平成32年度までに事業着手が困難な場合には、平成32年以降もバリアフリー化に取り組むものとします。



(2) 関連法令・関連計画の整理

ユニバーサルデザイン政策大綱（平成 17 年 7 月 国土交通省）

■ 基本理念

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

■ 5つの基本的考え

- (1) 利用者の目線に立った参加型社会の構築
- (2) バリアフリー施策の統合化
- (3) だれでも安全で円滑に利用できる公共交通
- (4) だれでも安全で暮らしやすいまちづくり
- (5) 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

第5次江津市総合振興計画（平成 19 年 3 月 江津市）

■ 基本理念

元気！勇気！感動！ごうつ ～江の川が育むイキイキ協働体～

■ まちづくりの将来像

「元気なひととまち」「勇気のあるひととまち」は、将来に向けて活発な事業活動と、市民の暮らしの安定を支える基盤整備が両立して実現できるものと考えられます。そして、そこに暮らす市民みんなが元気に生きることが何より大切です。市民が元気に、交流を深め、いきいきとした地域が広がることで、「感動を与えるひととまち」が実現できます。

「元気！勇気！感動！ごうつ」を基本理念としたまちづくりを進めるためには、元気なひと、勇気のあるひと、感動を与えるひとが求められます。人口減少に歯止めをかけ、平成 28 年度（2016 年度）の本市の目標人口を 27,000 人と設定し、定住促進をキーワードにあらゆる施策を積極的に展開するために、まちづくりの 3 本の柱と、柱ごとの基本方針を次のように設定します。

■ 基本方針

- (1) 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり
 - ① 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり
 - ② 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり
- (2) 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり
 - ③ 健康で安心して暮らせるまちづくり
 - ④ 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり
- (3) いきいきとした人づくり・地域づくり
 - ⑤ 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり
 - ⑥ コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

新市建設計画（平成 15 年 12 月 江津市・桜江町合併協議会）

■ 基本方針

- (1) 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり
- (2) 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり
- (3) 健康で安心して暮らせるまちづくり
- (4) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり
- (5) 豊かな心を育む芸術・文化・教育のまちづくり
- (6) コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

江津市中心市街地活性化基本計画（平成 12 年 3 月 江津市）

■ 基本方針

- (1) 中心商業ゾーンを重点地区として商業活性化を推進する。
- (2) 中心市街地の都市ビジョンを明確にし、面的な都市整備を推進する。
- (3) 住みやすい居住環境の整備を推進する。
- (4) 都市機能を集約し、中心市街地の中心性を高める。
- (5) 中心市街地の各ゾーンの有機的な連携を推進する。

江津市保健福祉総合計画（平成 19 年 3 月 江津市）

■ 基本理念

元気！勇気！感動！ごうっ ～健康で安心して 暮らせるまちづくり～

江津市地域福祉計画

基本理念 元気！勇気！感動！ごうっ
～未来へつなぐ イキイキ協働体～

基本目標

- (1) 地域福祉を担う人づくり
- (2) 地域福祉のネットワークづくり
- (3) 利用者本位のサービス提供体制づくり
- (4) 暮らしを支える環境づくり

江津市健康増進計画

基本理念 元気！勇気！感動！ごうっ
～明日へひろげる 一人ひとりの健康ライフ～

基本目標

- (1) 平均寿命の延伸
- (2) 健康寿命の延伸

江津市高齢者保健福祉計画(平成18年3月)

基本理念 元気！勇気！感動！ごうつ

～年取るほどに キラリとかがやく^{こうれいしゅ}光齢者～

基本目標

- (1) 高齢者が安心していきいきと活動できる地域づくり
- (2) 健康長寿の推進
- (3) 介護予防の推進
- (4) 適切な介護保険サービスの給付促進
- (5) 認知症高齢者対策の推進
- (6) 家族介護支援の推進
- (7) 高齢者保健福祉に関する体制の整備

江津市障害者保健福祉計画(平成21年3月)

基本理念 元気！勇気！感動！ごうつ

～一人ひとりが築く ノーマライゼーションのまち～

基本目標

- (1) 尊重しあえる共生社会づくり (啓発・広報、情報・コミュニケーション)
- (2) 能力を発揮し、活躍できる環境づくり (教育、雇用・就労)
- (3) 保健・医療・生活支援サービスの適切な利用促進 (保健・医療、生活支援)
- (4) 安心して生活できる生活環境の整備 (生活環境)
- (5) 継続的な支援体制の確立 (ライフステージ移行)
- (6) 障害福祉サービスの基盤整備 (障害福祉計画基本理念)

江津市都市計画マスタープラン(平成16年3月 江津市)

■ 基本目標

- (1) 将来都市構造に基づいた機能的で適切な土地利用の誘導
- (2) 利便性の高い交通体系の構築
- (3) すべての人が安全で安心して暮らせる利便性の高い市街地の形成
- (4) みどりと水に囲まれたゆとりある都市空間の創出
- (5) 自然と都市環境が調和した魅力的な景観づくり
- (6) 安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり
- (7) 市民とともに築きあげるまちづくりの推進

都市再生整備計画（平成 21 年 3 月 江津市）

■ 基本目標

「住み続けたい江津」「誇れる江津」の実現

≪多様な地区特性を活かして「創造と再生と継承」を一体的に展開し、相乗的な効果のあるまちづくりをめざす≫

- (1) まちなか居住等の多様な暮らしに対応する居住機能の充実を図る。
- (2) 人々が行き交う賑わいづくりを進める。
- (3) 歴史資源等を活かして伝統的な景観の継承を進める。

江津市地域公共交通総合連携計画（平成 21 年 3 月 江津市）

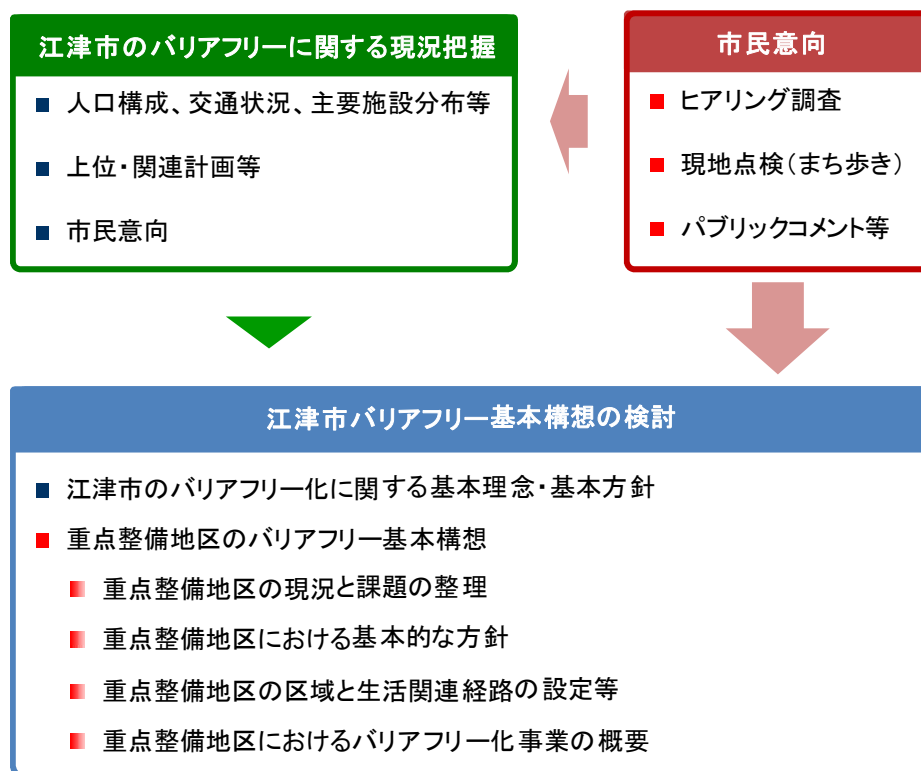
■ 基本方針

- (1) 4 条バス路線の運行効率化
- (2) 交通不便地域における移動手段確保
- (3) 公共交通の利便性向上と利用促進

(3) 基本構想策定へのフロー

本基本構想策定にあたっては、市民の意向を十分に踏まえたものとするため、ヒアリング調査、現地点検（まち歩き）、パブリックコメント等を実施し、本市全体の基本構想及び重点整備地区の基本構想に反映します。

【基本構想の構成】



2. バリアフリーに関する現況把握

2.1 市の概況

以下に市の概況について整理を行っています。なお、本章で整理したグラフおよび表については、平成 22 年 3 月時点のデータを使用しています。

(1) 市域の概要

① 位置

本市は、島根県の中部の日本海に面した市であり、面積が 268.51km²、島根県の総面積の 4.0% を占め、周囲を浜田市、大田市、邑南町、川本町に囲まれています。また、中国地方最大の河川である江の川（河川延長：194 km）が市の中央を南北に流れています。

現在の本市は、昭和 29 年 4 月 1 日に江津町、都野津町、川波村、跡市村、松川村、川平村、江東村、二宮村、浅利村の 9 町村が合併して誕生、（その後、昭和 31 年 8 月 1 日まで境界変更を行い桜江村の一部（大字清見、井沢の一部）、国分村の一部（大字本明、上有福の一部）を編入）平成 16 年 10 月 1 日に桜江町と合併して、現在の市域となりました。

現在では、シビックセンターゾーンと呼ばれる医療施設、文化施設、居住施設等を有した地区を中心に、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、整備を進めています。

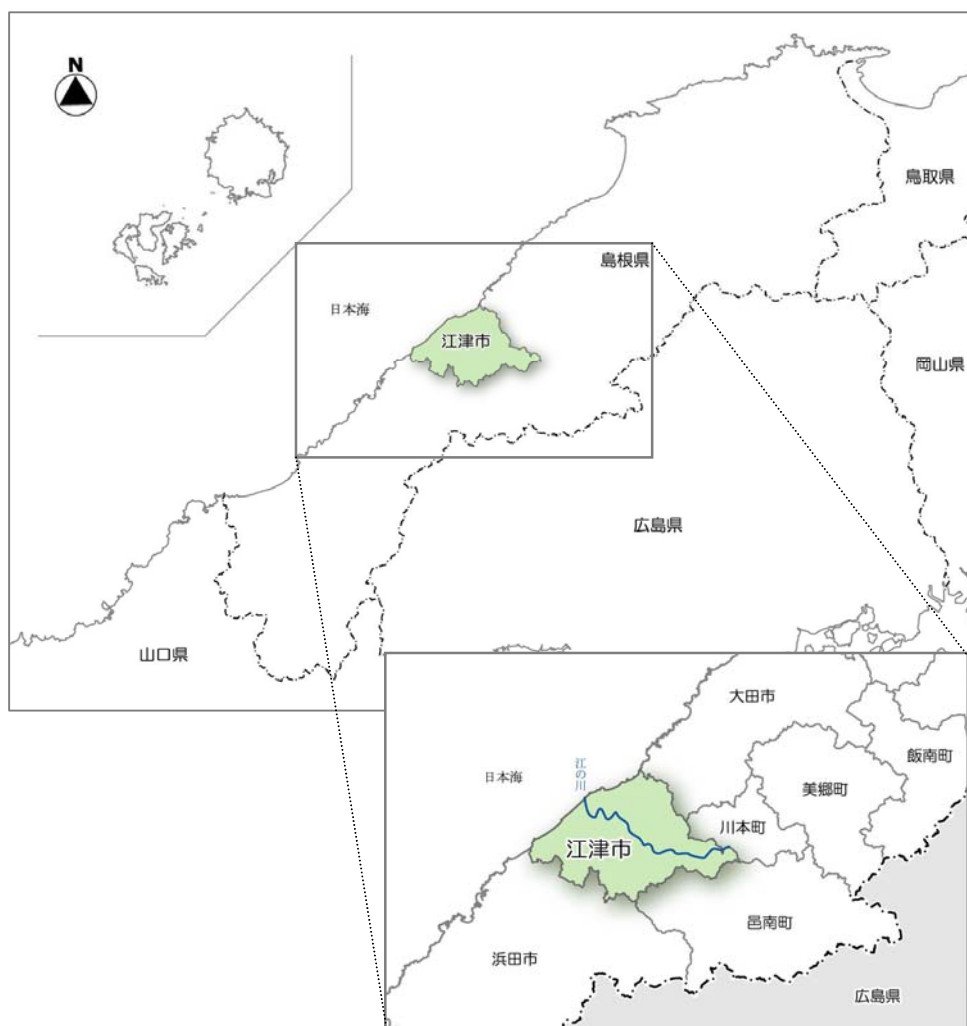


図 江津市の位置

②地勢

本市の北側は日本海に面し、平野部は主に日本海側に集中しています。南部は主に山間部であり、標高の高いところでは 500m-600m のところも見られますが、桜江町の中心部付近では平野部も見られます。そして、市を東西に二分する形で江の川が流れています。

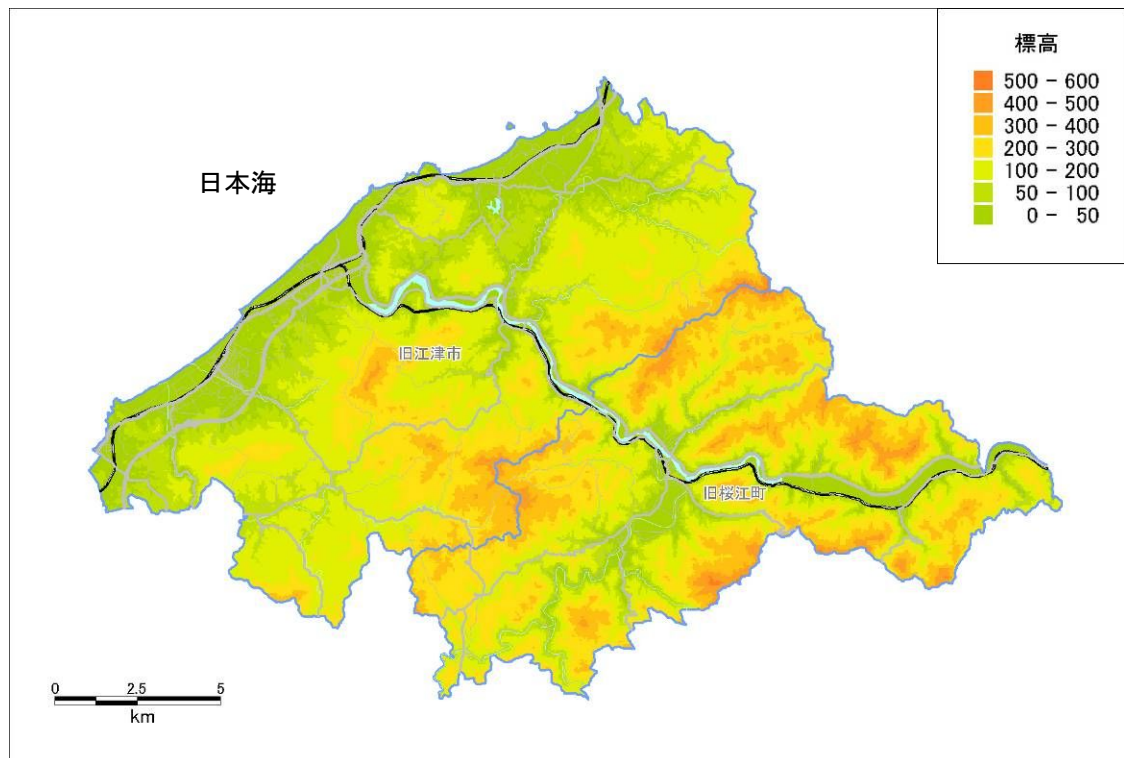


図 江津市の地勢

(資料：江津市地域公共交通総合連携計画)

(2) 人口等の状況

①人口の推移

▶総人口は減少傾向にあります。

本市の総人口は昭和 60 年の 32、937 人をピークに減少傾向が続いており、平成 17 年には 27、774 人となっています。

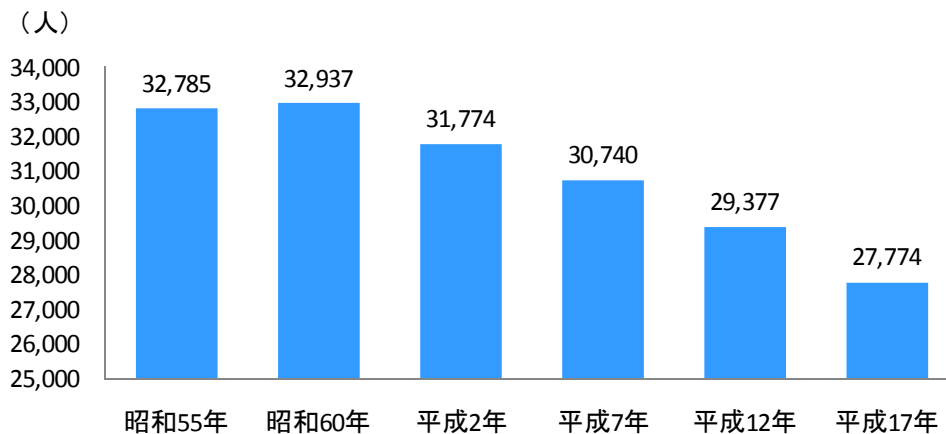


図 人口の推移

(資料：国勢調査)

②人口の分布

▶海岸部に沿って人口が集中しています。

本市では、日本海側の平野部に人口が集中しており、特に JR 江津駅周辺と JR 都野津駅周辺に人口が集中しています。また桜江町中心部でやや人口集積が見られますが、多くは国県道や JR 沿線を主として小さな集落が分散しています。

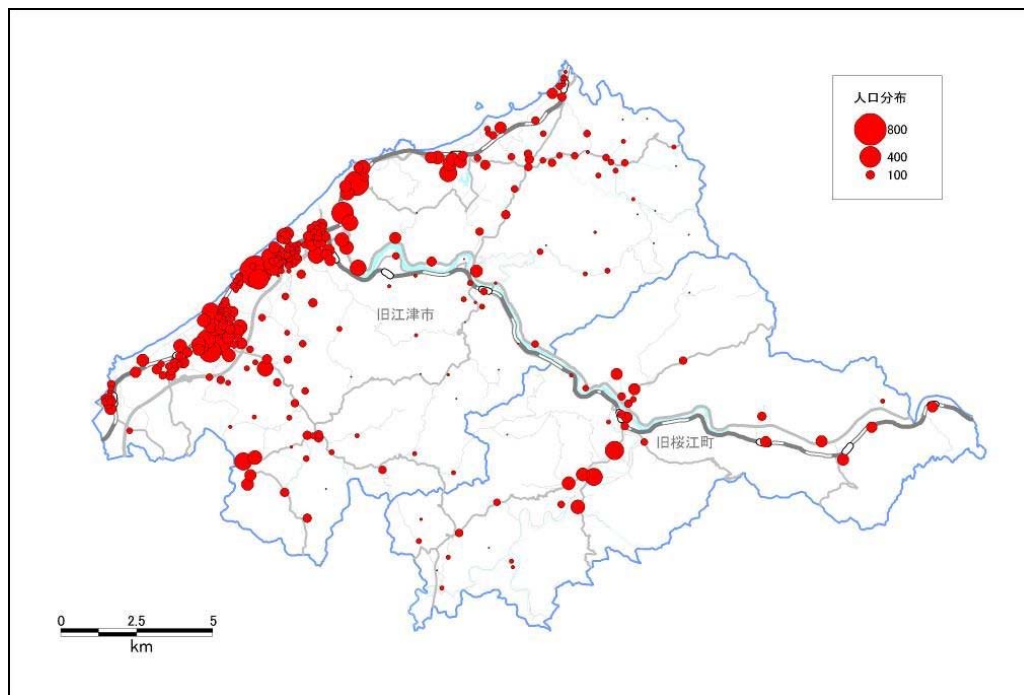


図 江津市の人口分布

(資料：江津市地域公共交通総合連携計画)

③高齢者人口及び高齢化率の推移

▶高齢化が急速に進行しています。

本市の高齢者人口比率は平成17年に30%を超え、全国平均よりも約4.1%高くなっており、高齢化が急速に進んでいます。

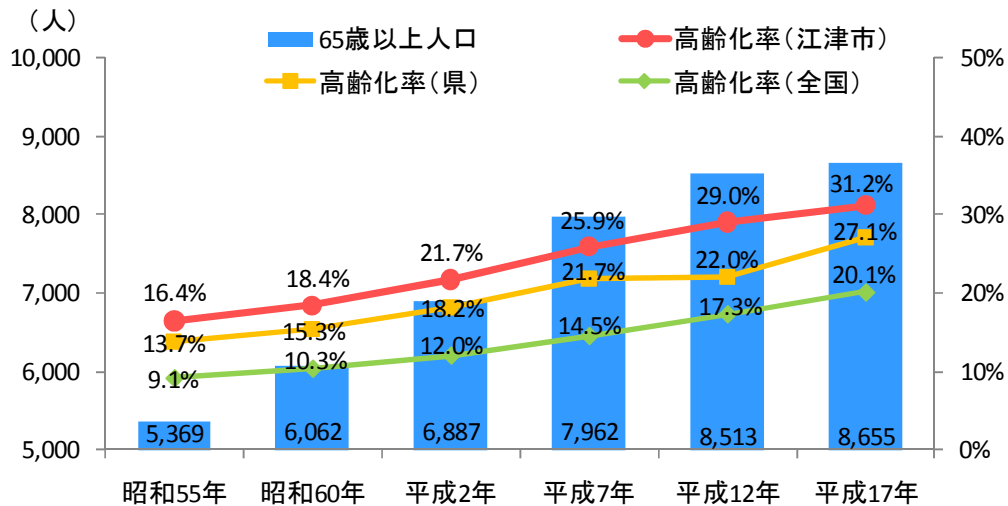


図 高齢者人口及び高齢化率の推移

(資料：国勢調査)

④高齢化状況

▶山間地域の高齢化率は高い傾向にあります。

海岸部に沿った国道9号周辺地域では比較的高齢化率が低く、特にJR江津駅周辺とJR都野津駅周辺に年少人口が集中しています。また、桜江町中心部においても比較的高齢化率が低くなっています。反対に高齢化率の高い集落は、市域北東部の波積地区、中心部の川平地区から桜江町長谷地区にかけての山間地域に多く見られます。

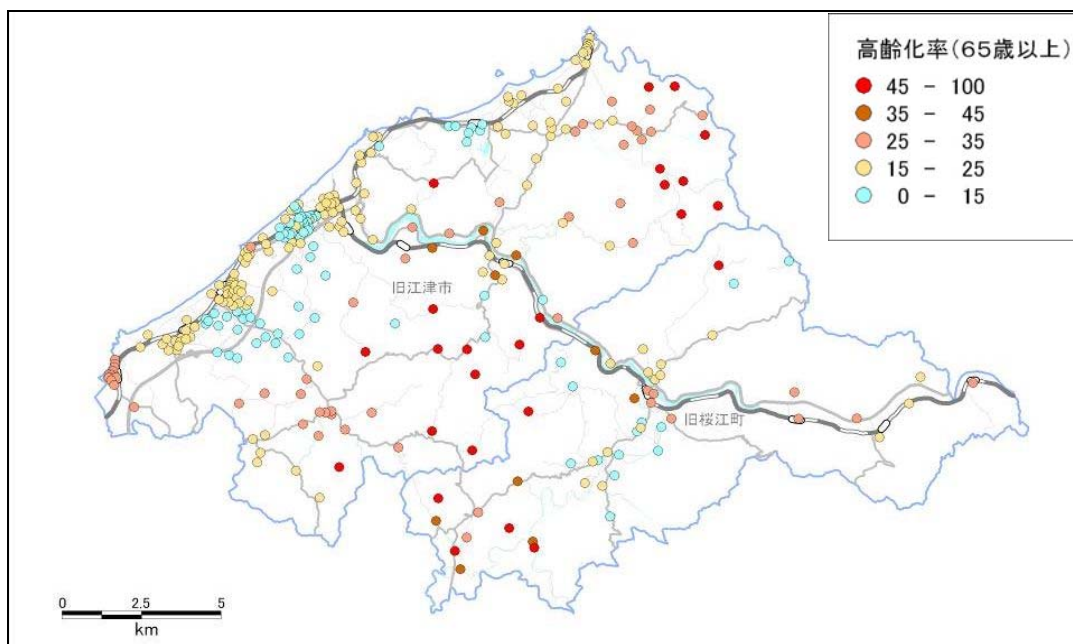


図 江津市の高齢化状況

(資料：江津市地域公共交通総合連携計画)

⑤将来人口推計値

▶将来人口は減少傾向にあります。

本市の人口は、減少傾向にあり、平成32年には平成17年度から約21%人口が減少すると予測されています。一方、65歳以上の比率については、平成2年では21.7%、平成17年では31.2%と増加傾向にあり、将来も増加すると推測されます。

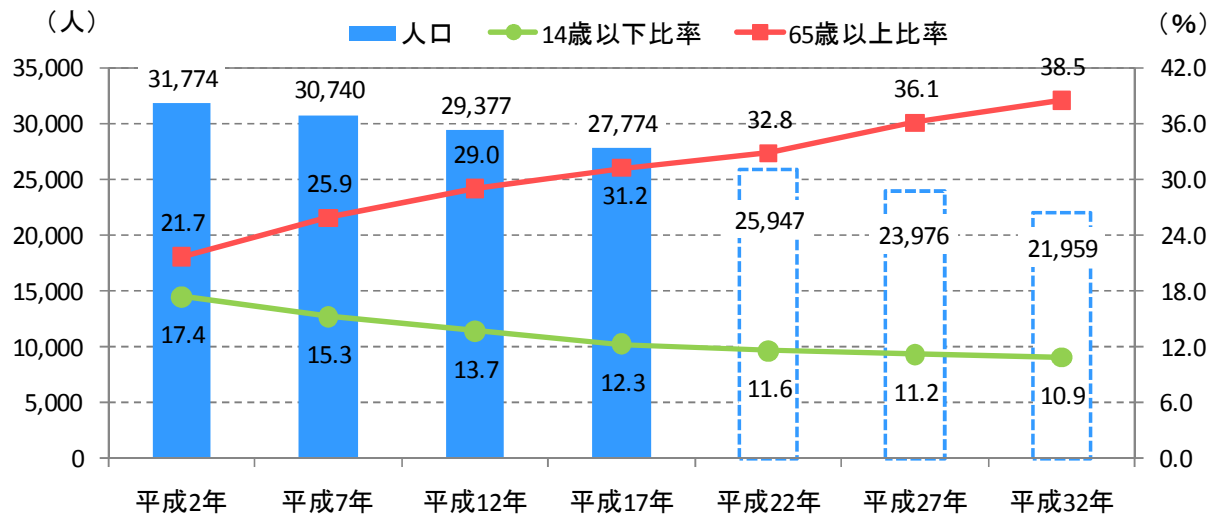


図 江津市の将来人口推計値

(資料：第5次江津市総合振興計画)

⑥障害者手帳所持者数の推移

▶障害者手帳所持者は横ばいで推移しています。

近年、本市の障害者手帳所持者数は横ばいで推移しています。障害者手帳所持者の内訳としては、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者より構成されており、全体的にみると身体障害者手帳保持者が約8割を占めており、次いで療育手帳保持者が約1割、精神障害者保健福祉手帳所持者が約1割となっています。

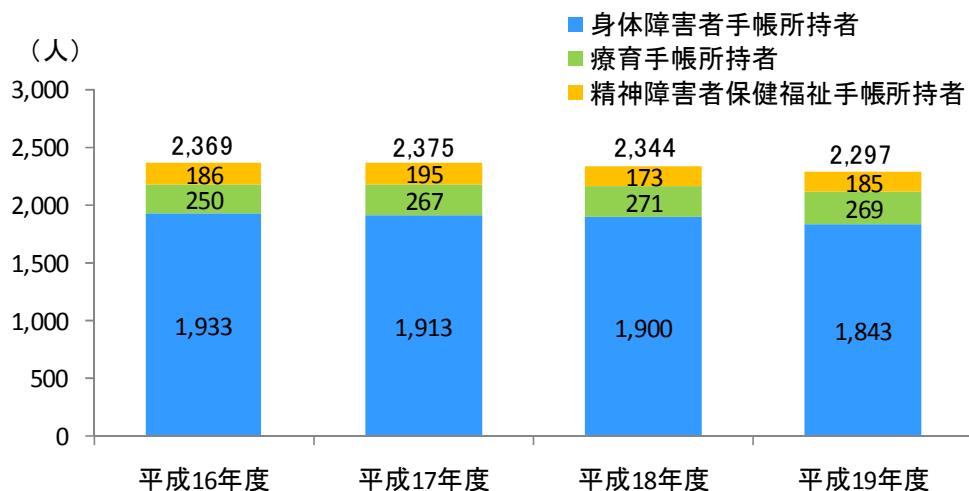


図 障害者手帳所持者数の推移

(資料：江津市障害者保健福祉計画)

⑦年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

▶平成19年度の身体障害者手帳所持者は1,843人となっています。

本市の身体障害者手帳所持者は平成16年度では1,933人、平成19年度では1,843人と微減傾向にあります。内訳としては65歳以上の方が最も多く約7割を占めており、次いで18歳以上65歳未満の方が約2割、18歳未満の方が約1割となっています。また、身体障害者手帳所持者を障害の種別でみると、平成19年度で肢体不自由の方が1,017人、内部障害376人、聴覚・平衡機能障害252人、音声・言語・そしゃく機能障害24人、視覚障害174人となっており、どの種類の障害も横ばいで推移しています。

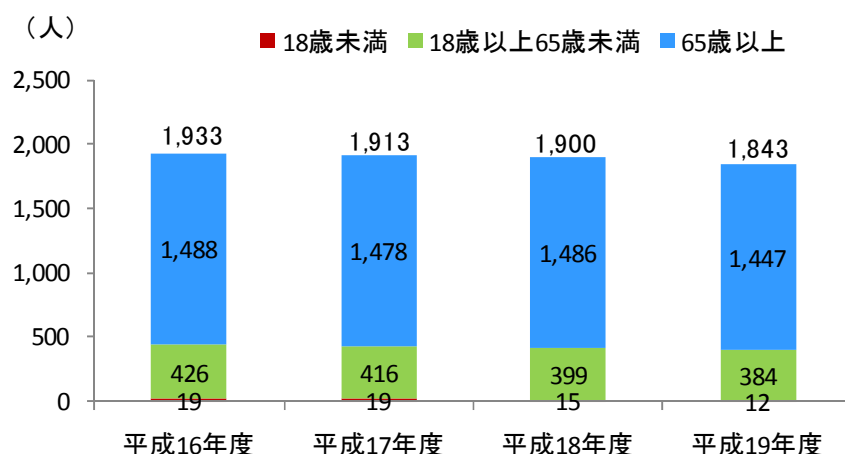


図 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

(資料：江津市障害者保健福祉計画)

表 障害種類別人員の推移

	単位：人		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市全体	1,913	1,900	1,843
肢体不自由	1,068	1,051	1,017
内部障害	379	382	376
聴覚・平衡機能障害	252	257	252
音声・言語・そしゃく機能障害	27	26	24
視覚障害	187	184	174

(資料：江津市障害者保健福祉計画)

⑧年齢別療育手帳保持者数の推移

▶平成19年度の療育手帳所持者は269人となっています。

近年、本市の療育手帳所持者は平成16年度では250人、平成19年度では269人と微増傾向にあります。年齢別では18歳以上65歳未満が微増傾向にあり、その他の年代はほぼ横ばいとなっています。

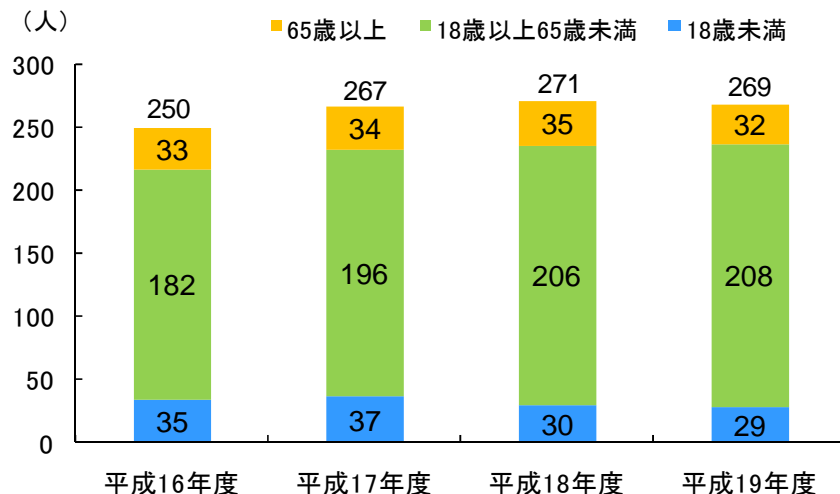


図 年齢別療育手帳所持者数の推移

(資料：江津市障害者保健福祉計画)

⑨等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

▶平成19年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は185人となっています。

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、近年では増減を繰り返しています。また、内訳をみると、1級の手帳保持者数は減少傾向にあり、3級の手帳保持者数は増加傾向にあります。

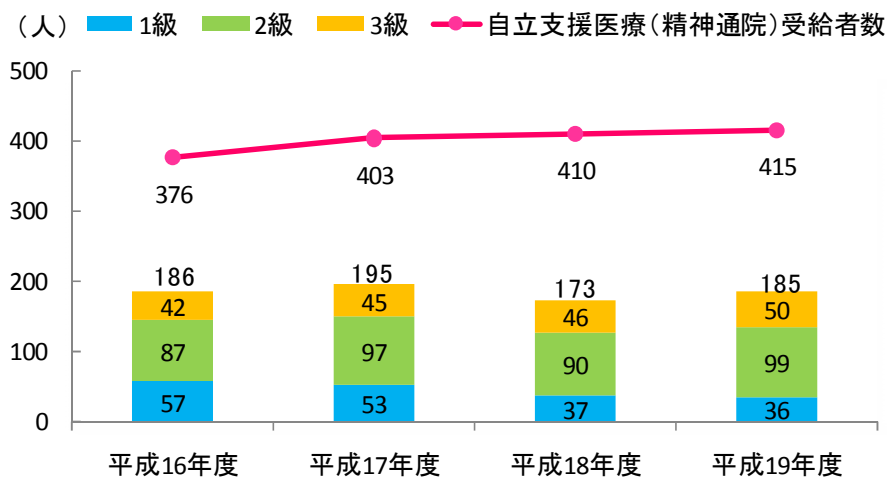


図 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(資料：江津市障害者保健福祉計画)

⑩要介護・要支援認定者数の推移

▶要介護、要支援認定者数は増加傾向にあります。

要介護、要支援認定者は増加傾向にあり、平成20年では1,985人となっています。今後の高齢化の進行に伴い、さらに増加していくと予測されます。

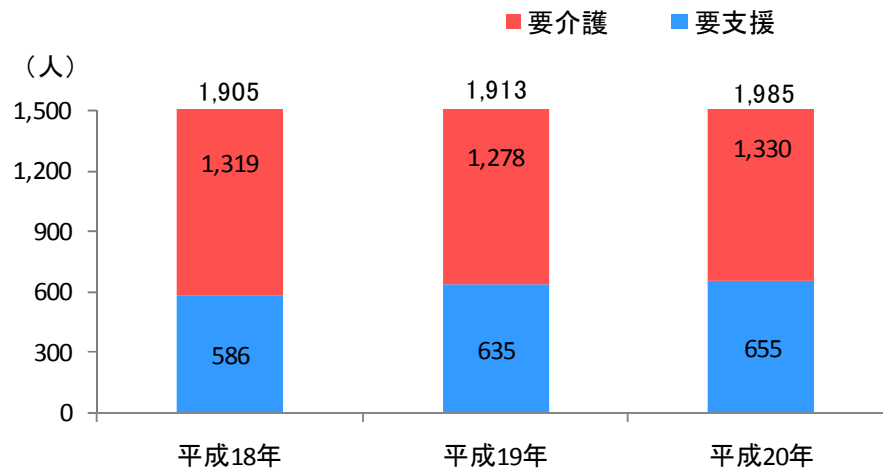


図 要介護・要支援認定者数の推移

(資料：第4期介護保険事業計画)

(3) 交通の状況

① 道路・交通網

本市には、山陰を東西に結ぶ大動脈である国道 9 号が海岸沿いに位置し、南北方向は江の川に沿って国道 261 号が整備されています。また、浜田自動車道と接続した山陰道（江津道路）が市西部に整備されています。

鉄道は、日本海側を J R 山陰本線、江の川沿いを J R 三江線が通っています。

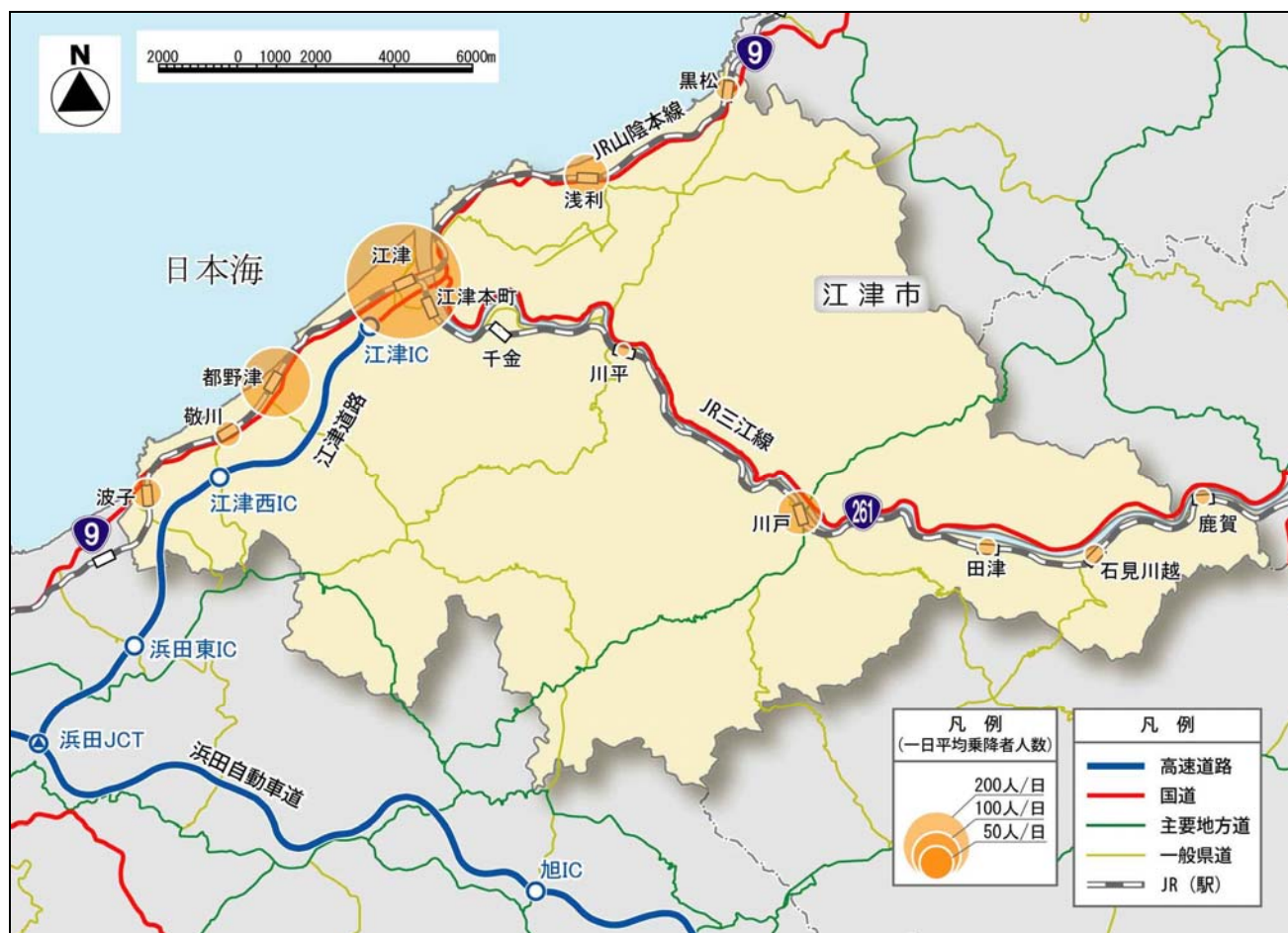


図 道路・交通網の状況

②鉄道

▶鉄道利用者数は減少傾向にあります。

本市にはJ R山陰本線及びJ R三江線の2路線あり、江津駅をはじめとする13の駅があります。本市の1日平均乗者人員は、平成15年から平成18年までは減少傾向になっていますが、平成19年では微増傾向となっています。また、平成20年の駅別ではJ R江津駅が533人と最も多くなっています。

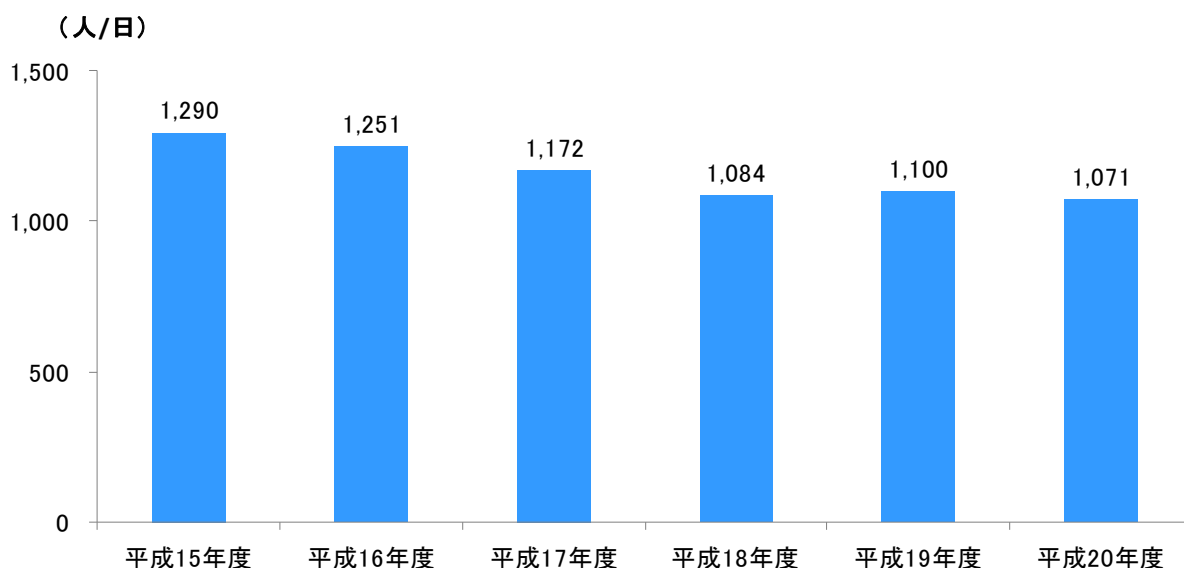


図 鉄道の1日平均乗者数の推移

(資料：島根県統計書)

表 市内各駅の1日平均乗車数

		平成20年(人/日)
市全体		1,071
J R 山 陰 本 線	黒松	26
	浅利	80
	江津	533
	都野津	221
	敬川	30
	波子	40
J R 三 江 線	江津本町	-
	千金	1
	川平	8
	川戸	90
	田津	10
	石見川越	21
	鹿賀	11

(資料：島根県統計書)

③市内の路線バス

▶バス路線は6路線が運行しています。

市内の路線バスは、JR江津駅を発着地点として石見交通㈱が江津市内を中心に運行されているほか、南部の山間地域では生活路線代替バス、生活バス、混乗型スクールバスが運行されており、石見交通バス路線との補完関係にあります。

市内のバス路線で最も多く利用されているのは「周布・江津線」で、1日20便以上運行しています。

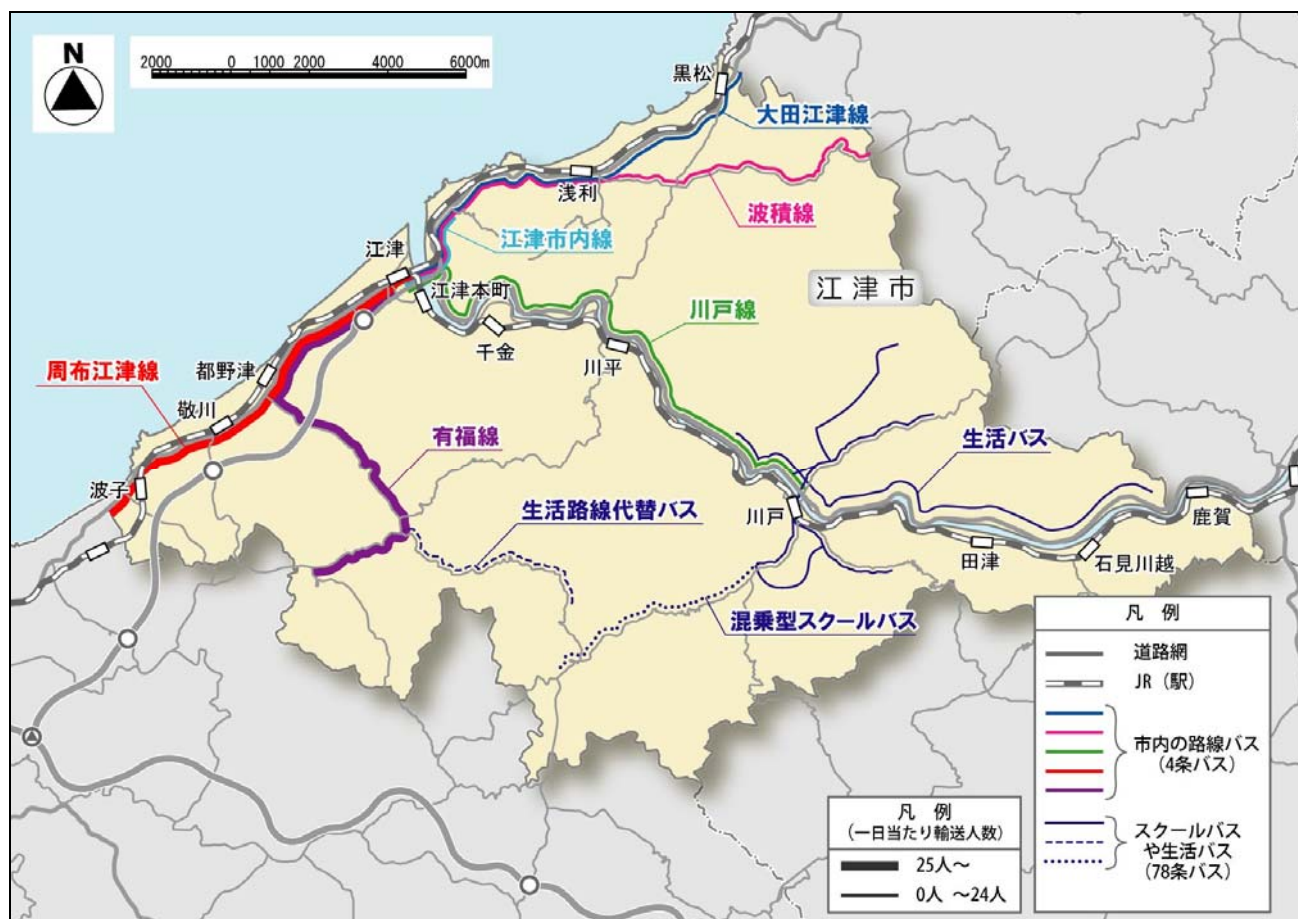


図 市内路線バスの状況

表 バスの運行本数

路線名	方向	運行本数	始発時刻	最終発時刻	発車バス停	備考
有福線	江津→周布	8	6:46	17:50	江津駅前	※運行本数=出発地が「有福温泉」の便も含む
	周布→江津	8	6:34	17:00	周布	※運行本数=到着地が「有福温泉」の便も含む
川戸線	江津→川戸	3	12:00	19:46	済生会病院	
	川戸→江津	3	7:20	18:25	川戸駅	
大田・江津線	江津→大田バスセンター	4	8:22	17:35	済生会病院	※運行本数=大田市立病院発、済生会病院着のみの本数
	大田バスセンター→江津	4	9:30	18:25	大田市立病院	※運行本数=済生会病院発、大田市立病院着のみの本数
周布・江津線	江津→周布	21	6:40	19:00	江津駅前	
波積線	周布→江津	22	6:21	18:31	周布	
	江津→大家	6	6:58	18:38	済生会病院	
江津市内線	大家→江津	6	6:15	17:41	大家	※運行本数=出発地が「大家回転場」、「波積」の便も含む
	江津→渡津・嘉戸塩田	4	8:05	17:32	江津市役所前	
	渡津・嘉戸塩田→江津	4	8:32	17:43	嘉戸塩田口	

(資料：石見交通バス時刻表「平成21年4月1日改正版」)

④路線バスの1日当たりの輸送量

▶周布・江津線の1日当たりの輸送量は約101人です。

本市では6路線のバスが運行しており、もっとも多く利用されている路線は周布・江津線であり一日当たり約101人が利用しています。次いで有福線では一日当たり約29人が利用しています。

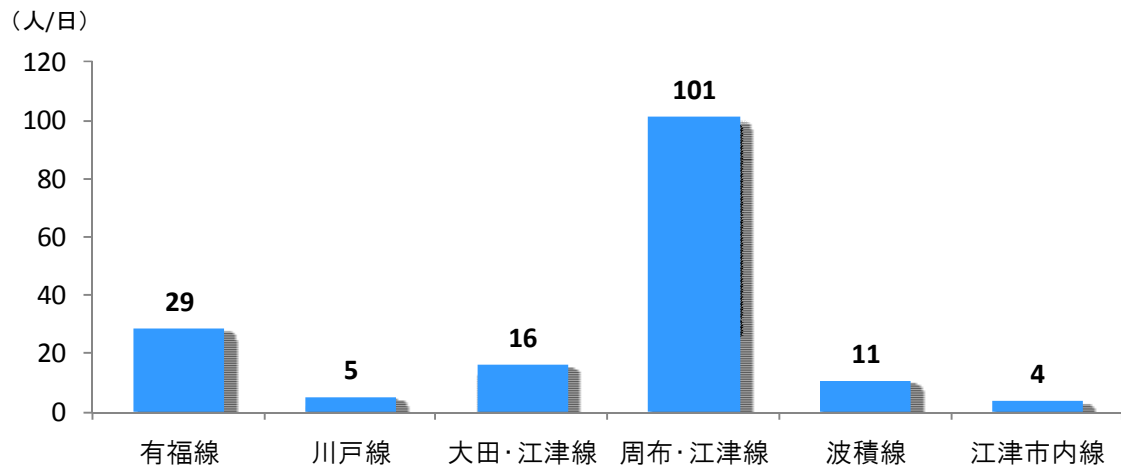


図 路線バスの1日当たりの輸送量 (全市)

(資料：江津市地域公共交通総合連携計画)

(4) 観光の状況

① 観光施設

本市では伝統的な建築物が多く、JR 江津駅周辺の観光施設としては、天領江津本町躰(いらか)街道、小川家雪舟庭園等、歴史的な文化財も数多くあります。また、情緒あふれるまち並みを有する有福温泉があり、近年では観光客が増加傾向にあります。

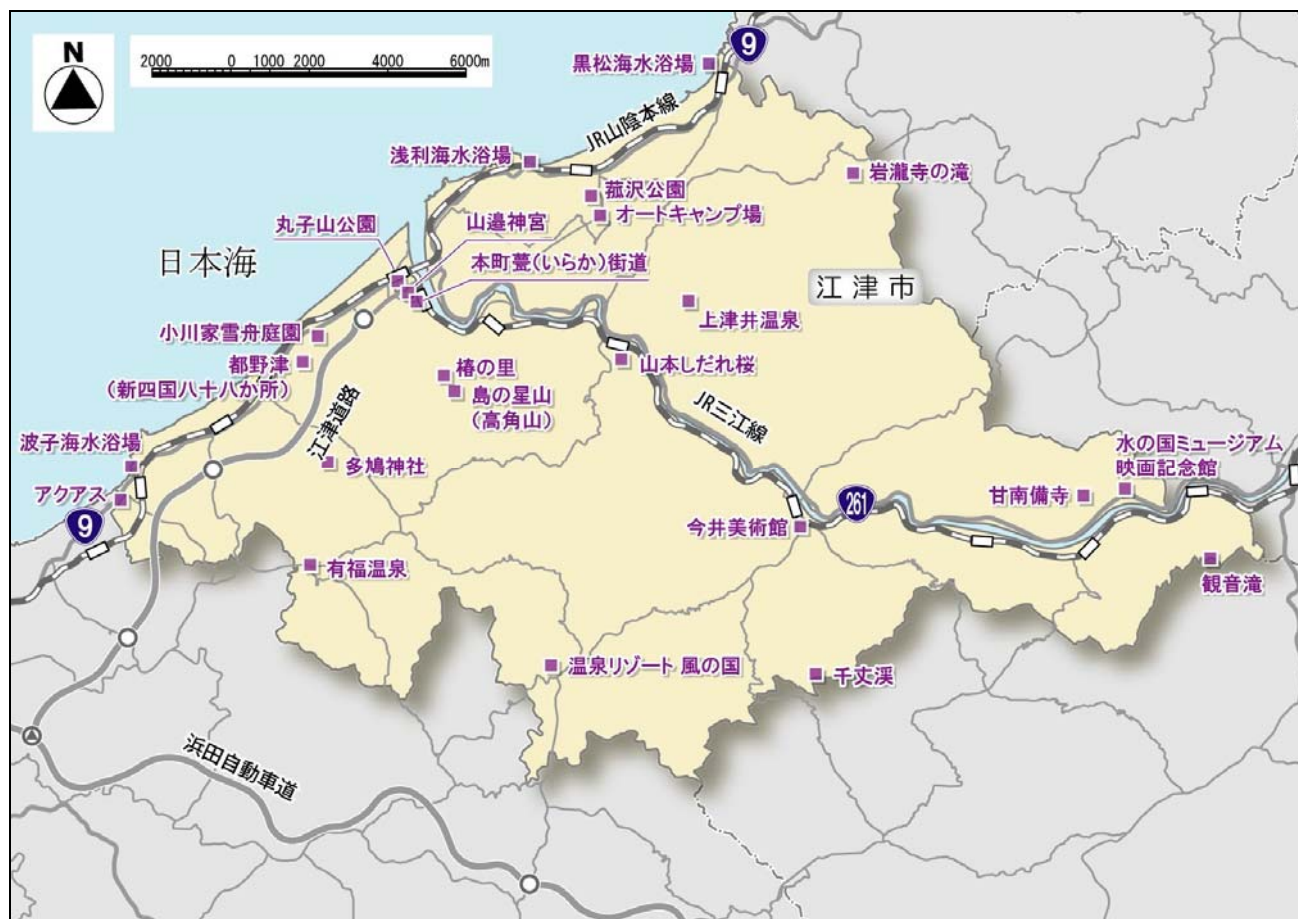


図 観光施設の状況

②観光入り込客数

▶観光客数は平成12年をピークに減少傾向です。

近年では、島根県の観光客数は増加傾向にあります。一方、本市の観光客数は平成12年にオープンした「しまね海洋館アクアス」の開館により増加したものの、その後緩やかな減少傾向にあります。

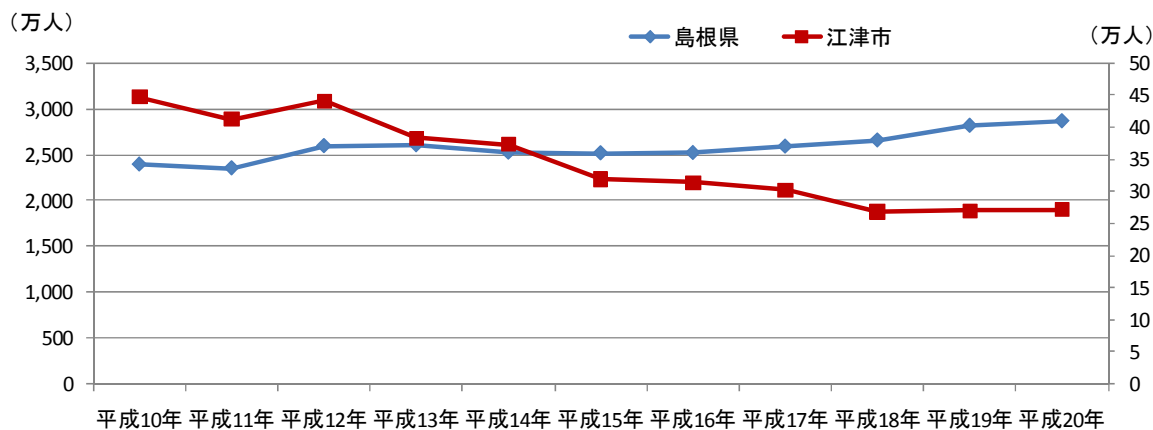


図 観光入り込み客数

(資料：島根県統計書)

③各観光地への入り込客数

▶各地の観光客数は減少傾向です。

本市における観光客数は全体的に減少傾向にありますが、有福温泉の観光客数は平成18年より、増加傾向となっています。

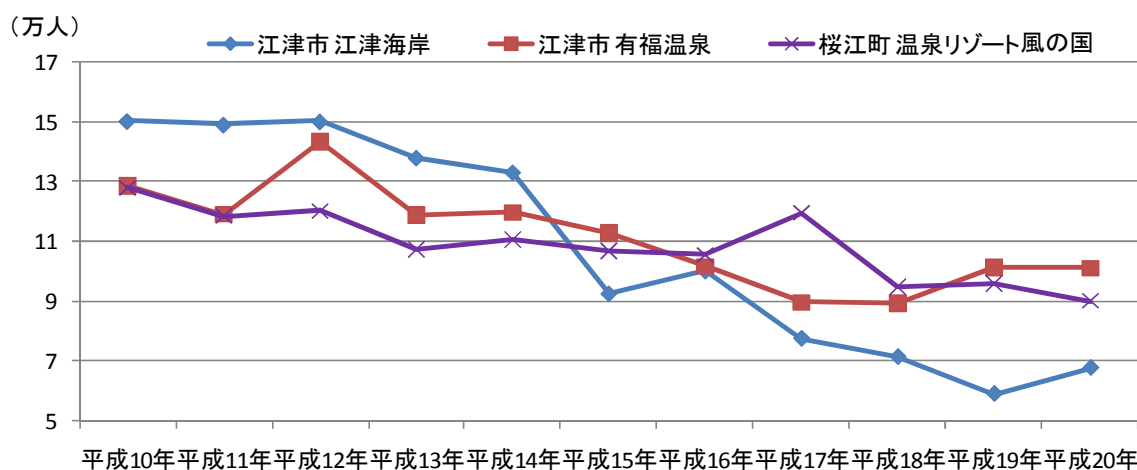


図 各観光地への入り込み客数

(資料：島根県統計書)

※観光客数が5万人以上の観光地を抽出

※江津海岸は波子海水浴場、浅利海水浴場、黒松海水浴場、釣り、その他を含む

(5) 主要な施設の状況

① 主要施設

本市の北側には国道9号が東西に横断しており、官公庁施設、教育施設、医療施設、福祉施設、商業施設が江津駅周辺の市街地に集中しています。中でも、保健・医療・福祉機能を備えたシビックセンターゾーンが本市の拠点機能を高めています。

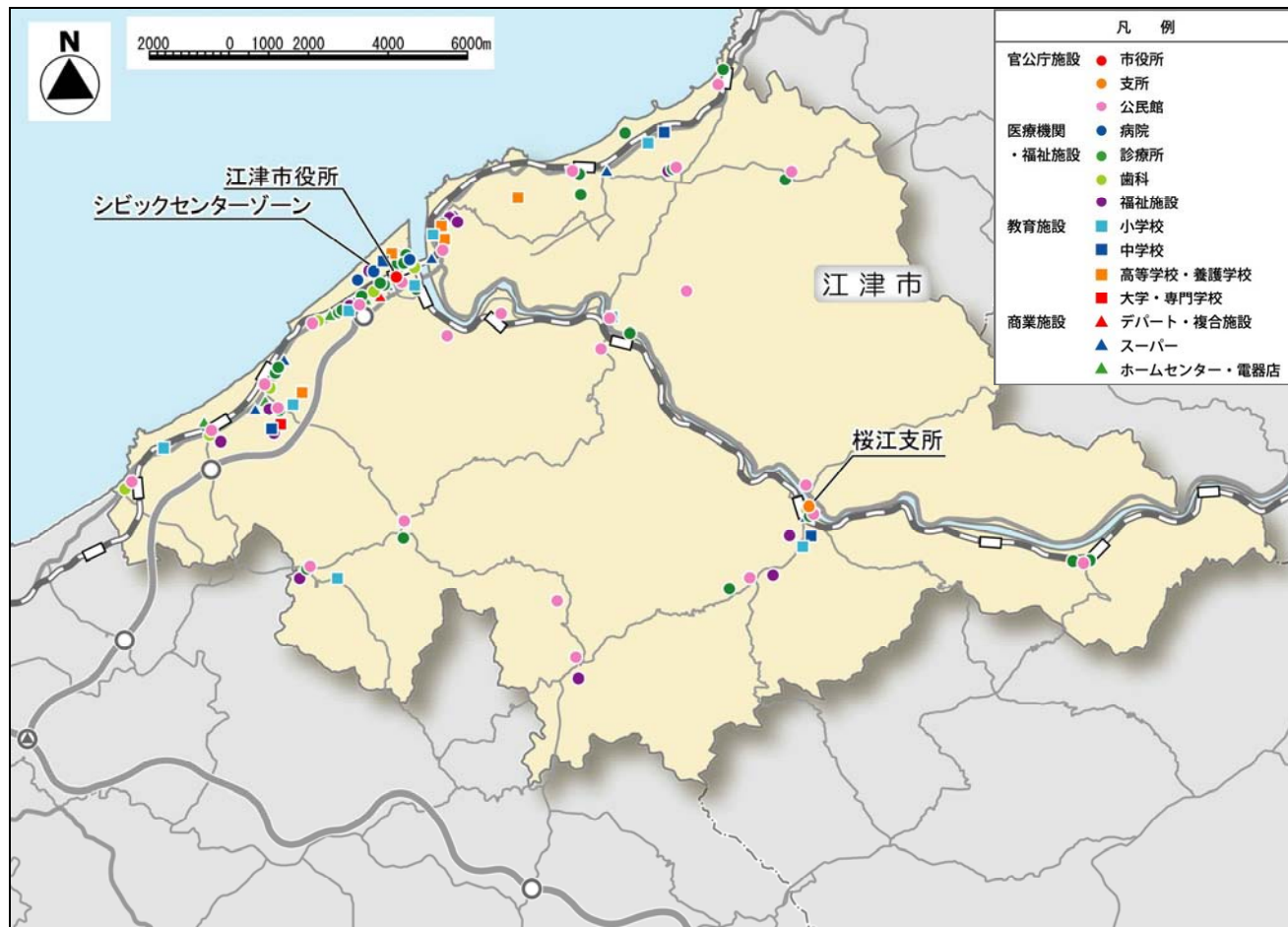


図 主要施設の状況

② シビックセンターゾーン

シビックセンターゾーンとは公共施設、文化施設等の集約化を図った地域のことです。江津市においては、江津市総合市民センター周辺をシビックセンターゾーンと位置付け、文化・健康・福祉・医療施設等の一体的な整備を推進しています。

③官公庁施設



図 官公庁施設の状況

④教育施設

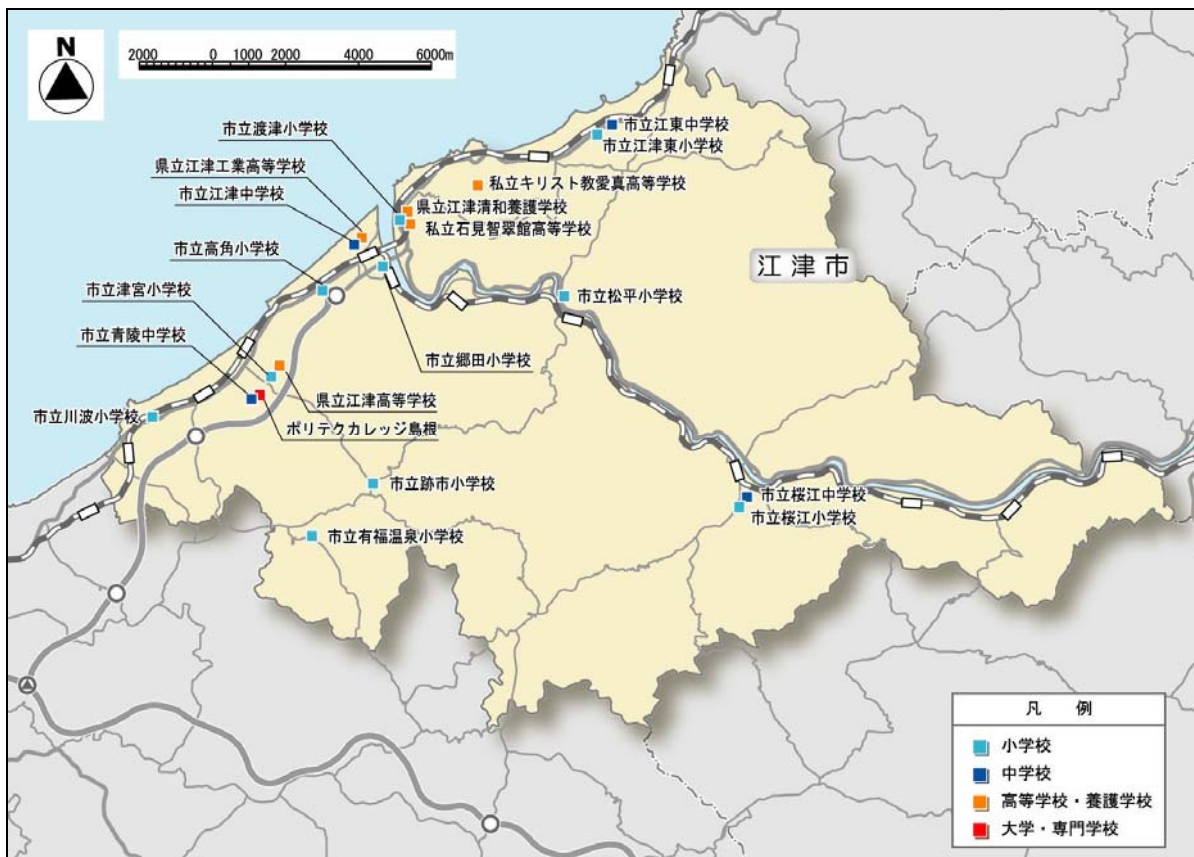


図 教育施設の状況

⑤ 医療施設

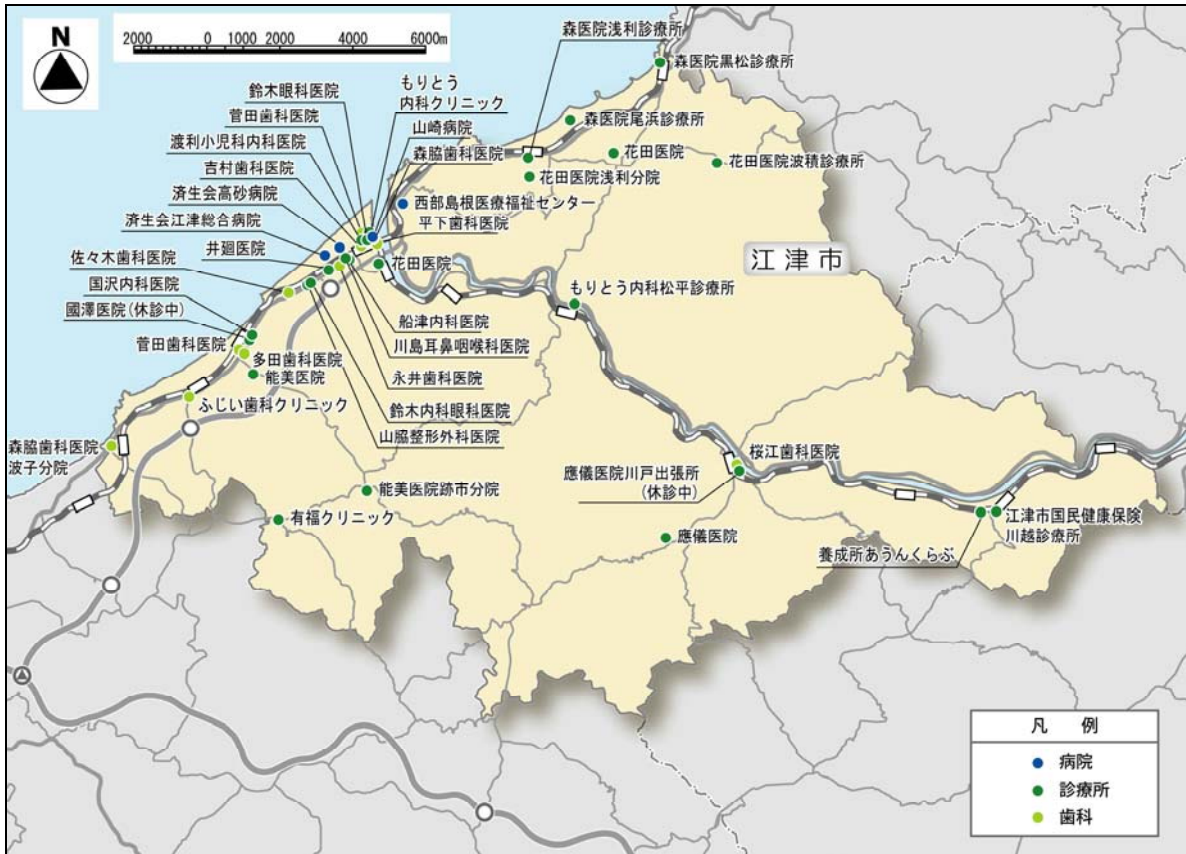


図 医療施設の状況

⑥ 高齢者、障がい者福祉施設及び介護保険入所施設

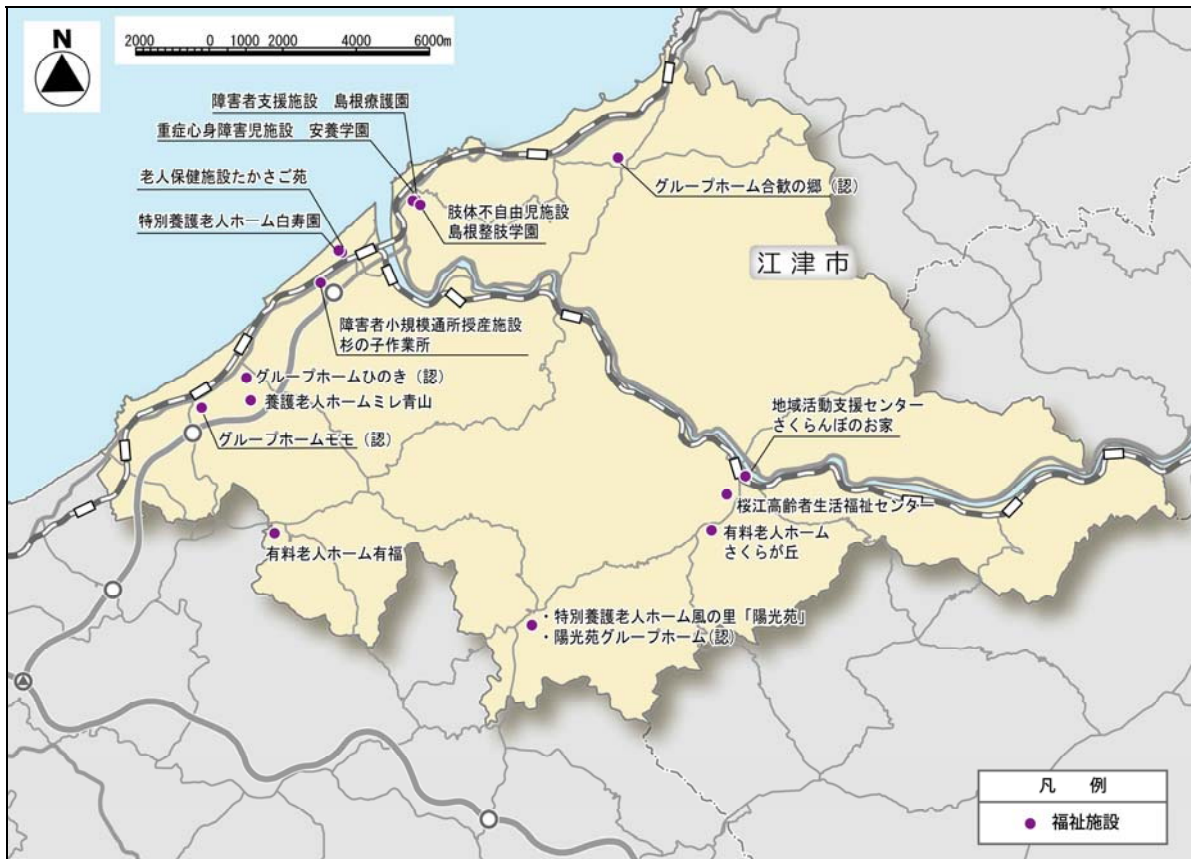


図 福祉施設の状況

⑦商業施設

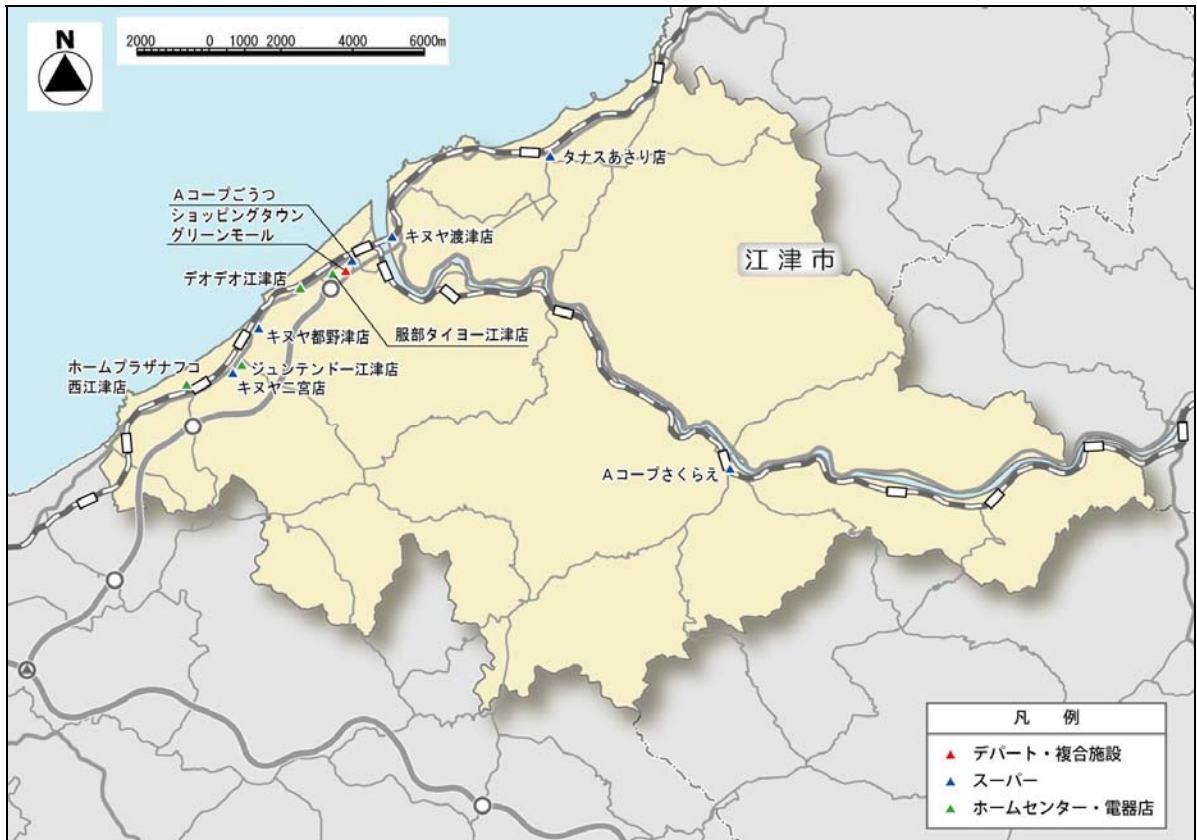


図 主な商業施設の状況

2.2 市民意向

(1) 既往調査におけるバリアフリーに対する市民の意向

既往のアンケート調査及び関連計画から、バリアフリーに関する市民の意向についてとりまとめ、これらの意向を踏まえながら、バリアフリー基本構想を策定します。

①江津市障害者保健福祉計画（平成 21 年 3 月 江津市）

江津市障害者保健福祉計画では、障がい者の生活を支える施策・制度等の方向性を定めていますが、計画策定にあたって、市内在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び通院医療費公費負担制度申請者の方を対象に、平成 18 年にアンケート調査を行っています。アンケート調査の結果、生活環境について以下のとおりとなっています。

▶公共交通機関に不便を感じている人は約 25%おり、建物内の施設に対しては約 14%の人が利用しにくいと答えています。

○外出の際、不便に感じたり困ることについて

「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しい等）」と「介助者がいないと外出できない」の 2 項目がともに約 25%で比較的高くなっています。

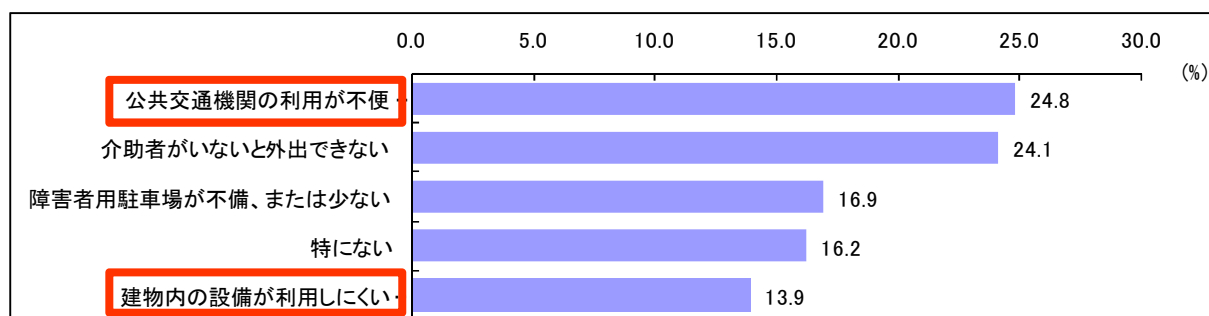


図 外出の際、不便に感じたり困ること

(複数回答) サンプル数 : 569

▶災害時の避難場所に関する情報が約40%の人たちには届いていません。

○災害時の避難について

災害時の避難場所を「知らない」人が約40%います。また、災害時に一人で避難することが「できる」人は約40%で、「できない」人は約35%、「わからない」人は約15%います。

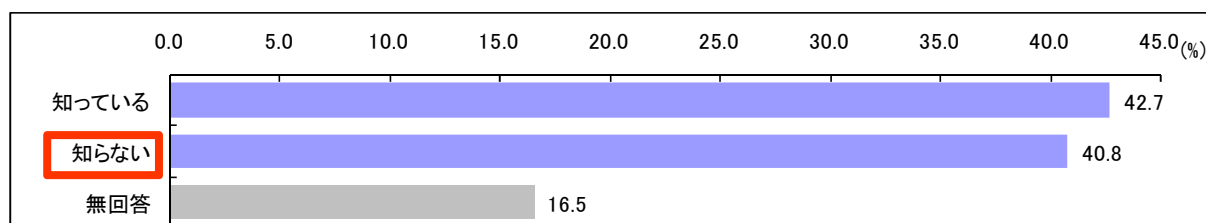


図 災害時の避難場所の認知

(複数回答) サンプル数：696

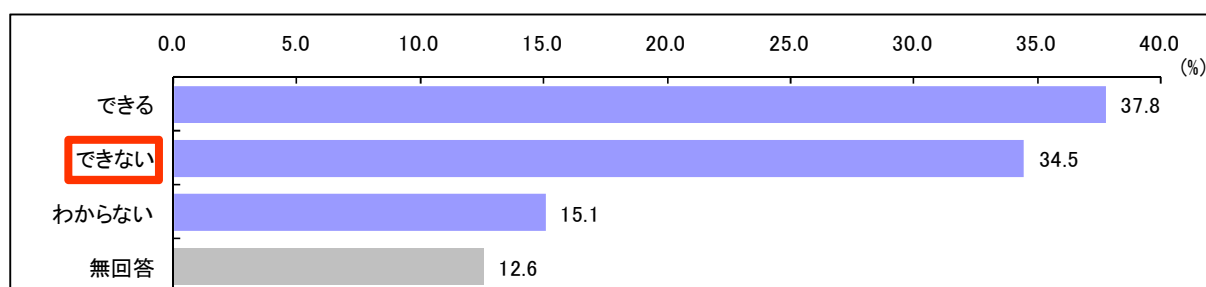


図 災害時に一人で避難することが可能か

(複数回答) サンプル数：696

②江津市次世代育成支援行動計画（平成22年3月 江津市）

江津市次世代育成支援行動計画では本市における子育て支援施策を定めています。その中で、住民ヒアリング調査を行っており、本市における子育てバリアフリーの現状と課題について以下のことが挙げられています。

○子育てバリアフリーの現状と課題

- ・市街地内の道路、公園、公共施設、駅舎等のバリアフリーについて検証する必要があります。
- ・オムツ替えのスペースや親子で入れるトイレ、授乳する場所があることも子ども連れの親が安心して外出できる要素になります。公共施設のバリアフリー化に加えて、これらの設備や整備も進めていく必要があります。

(2) ヒアリング調査

本市に居住する高齢者、障がい者、子育て支援の方々から本市におけるバリアの状況及びバリアフリーに対するご意見・ご要望を聞くためにヒアリング調査を実施しました。

①調査の概要

(日時)

1回目：2010年1月12日（火） 2回目：2010年1月14日（木）

3回目：2010年1月18日（月） 4回目：2010年1月21日（木）

(場所)

江津市役所 分庁舎 1階会議室

(ヒアリング調査団体)

団体名	出席者
江津市老人クラブ連合会	2名
江津市障がい者協会	5名
西部島根医療福祉センター	2名
済生会江津総合病院	1名
江津市連合自治会長協議会	3名
江津市女性ネットワーク	2名
江津市保育研究会（さくら保育所）	3名
江津市小中学校PTA連合会	6名
江津市身体障害者福祉協会	4名
江津市視覚障害者協会	1名
江津市聴覚障害者協会	4名
手をつなぐ育成会	1名

(ヒアリング調査項目)

- ・日常生活でよく利用する施設について
- ・施設間を移動する際のバリアについて
- ・バリアフリーを進める上での要望について
- ・江津駅周辺でのバリアについて
- ・その他、バリアフリーについてのご意見、ご要望、アイデア等について

②ヒアリング調査結果の概要

本市におけるバリアについて整理すると以下ようになります。

1) 公共交通機関の利用

■ 駅舎・駅前広場

- ・ JR江津駅構内の階段は高齢者、障がい者にとっては障害であるため、昇降施設を設置してほしい。
- ・ JR江津駅のトイレを車イスでも利用できるようにしてほしい。
- ・ JR江津駅前のタクシー・バス乗り場には段差・階段があるので乗り場を移動してほしい。
- ・ JR江津駅正面入り口のスロープ・階段の改修を行ってほしい（メンテナンスも含め）。
- ・ JR江津駅前の点字ブロックを整備してほしい。

■ 運行本数・車両

- ・ バス・電車ともに運行便数が少ない。公共交通機関が機能していない。
- ・ 低床バスが増えるとよい。

■ 案内サービス

- ・ 公共交通機関を利用する際に、どのような介助サービスが受けられるのか周知されていない。
- ・ バスの時刻表に低床バス運行の案内を表示してほしい。
- ・ 障がい者への柔軟な対応をお願いしたい。

2) 建物・公共施設の利用

■ 施設等

- ・ 江津市図書館の坂がバリアとなり、利用しづらい。

■ 駐車場

- ・ 江津駅前周辺の駐車場を増やしてほしい。
- ・ 身障者専用駐車場の設置箇所を増やしてほしい。
- ・ 「思いやり駐車場」を設置してほしい。
- ・ 身障者専用駐車場と健常者用の駐車場を明確に表示してほしい。
- ・ グリーンモールの身障者専用駐車場隣の駐輪場のルールが守られていないため、駐車スペースが確保されていない。
- ・ グリーンモールや済生会江津総合病院において、身障者専用駐車場に健常者が駐車している場面をよく見かける。
- ・ 身障者マークが乱用されている。

3) 道路の利用

■ 歩道

- ・ 路面の舗装(マウンドアップによるものを含む)、側溝等による歩道の段差を解消してほしい。
- ・ 歩道に傾斜があるので、車イスでは車道側に傾いてしまい危険である。

■ 交差点

- ・ 交差点の横断信号機の青色点灯時間が短い箇所の改善を望む。
- ・ Aコープ前の交差点では車の出入が多く、歩行者にとって危険である。

4) 心のバリアフリー

■ 健常者のマナー

- ・ 自転車の交通マナー向上。
- ・ 違法駐車対策として、広報誌によるモラル改善広告やマナー向上のための啓発活動の強化。

■ 教育・理解

- ・ 児童、高齢者への交通安全教室等の啓発活動。
- ・ 介助方法の講座等を開き、地域で障がい者・高齢者を支えるまちづくりをしてほしい。
- ・ バリアをすべて取り除くことがバリアフリーではない。子どもたちへの心のバリアフリーを育てて行くことも大切。

5) その他

- ・ 全ての方にとって利用しやすい場所を紹介したバリアフリーマップがあれば良い。また、バリアが改善された場所を周知してほしい。
- ・ 市民がバリアを感じたときにどこへ意見を言えばいいのか分からない。市として、どのような取り組みがされているのかを広報し、寄せられた意見に対しては明確な回答を提示してほしい。
- ・ 障がい者・高齢者が気軽に外出できるようなまちづくりをしてほしい。

(ヒアリング風景)



3. バリアフリーに関する基本方針

本市では、第5次江津市総合振興計画の基本理念である「元気！勇気！感動！ごうつ～江の川が育むイキイキ協働体～」に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解決するための基本理念を定めます。また、基本理念に基づく基本方針を掲げ、バリアフリーの実現を目指します。

3.1 基本方針の考え方

バリアフリーを推進するためには、「公共交通機関、公共施設、住宅・建築物における障壁（バリア）の除去等（ハード面整備）」や「施設等の利用に関する情報提供、施設運営に従事する職員のバリアフリーへの理解に向けた教育等のソフト面の取り組み」の両者を一体として行なうことが重要です。

さらに本市では、ソフト面の取り組みの中でも「市民一人ひとりが支援を必要とする方々の立場に立ち、自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性についての理解を深め、自然に支え合うことができるようにする等のハート面の取り組み」（心のバリアフリー）を取り上げ柱の一つとし、総合的なバリアフリーの取り組みを行うことで共生社会が実現できると考えます。

こうした考え方にに基づき、『人を思いやり、人が安心して暮らせるまち、ごうつ』を基本理念に掲げ、バリアフリーの実現に向けて「ハード面」、「ソフト面」、「ハート面」の3つの観点から、以下の6つの基本方針を設定します。

基本理念

人を思いやり、人が安心して暮らせるまち、ごうつ

基本方針

1. バリアがなく、安全で快適な暮らしを支える移動空間の確保
2. 地域拠点における面的バリアフリーの推進
3. バリアフリー情報の提供
4. 観光バリアフリーの推進
5. 心のバリアフリーの推進
6. 市民・事業者・行政の協働による段階的・継続的なバリアフリーの推進

3.2 市のバリアフリーに関する基本方針

1. バリアがなく、安全で快適な暮らしを支える移動空間の確保

誰もが安全で快適な移動ができるよう、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの方等の利用が多いところを中心に、道路をはじめ、鉄道、バス等の公共交通施設や建物等のバリアフリー化に取り組みます。

2. 地域拠点における面的バリアフリーの推進

多くの高齢者、障がい者等が日常生活において利用する医療、福祉、商業、官公庁等の生活関連施設が集積し、鉄道やバスの利用者が多く、まちづくり等が計画されている地域拠点を重点整備地区と位置づけ、面的なバリアフリー化を推進します。

3. バリアフリー情報の提供

高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの方等の生活を支援する情報提供の充実と、情報を容易に取得できる環境の整備に努めることにより、支援を必要とする方々が安心して快適な日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

4. 観光バリアフリーの推進

だれもが安心して観光ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、施設のバリアフリー化を推進するとともに、観光案内員（ボランティアガイド等）による移動支援等を行い、観光バリアフリーを推進します。

5. 心のバリアフリーの推進

市民一人ひとりが、自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性についての理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、福祉教育の充実、各種の啓発・広報活動、ボランティア活動の推進に努め、お互いに尊重できる共生社会の実現を目指します。

6. 市民・事業者・行政の協働による段階的・継続的なバリアフリーの推進

バリアフリー基本構想に位置づけた事業を円滑に推進するためには、基本構想策定にあたり生活者や利用者からの意見を積極的に反映することや事業者の理解と協力を得る等、市民、事業者、行政とが「協働」・「共助」して、取り組むことが必要です。また、中長期的な視点に立ち、段階的、継続的な取り組みによりスパイラルアップを行い、バリアフリー化を推進します。

1. バリアがなく、安全で快適な暮らしを支える移動空間の確保

誰もが安全で快適な移動ができるよう、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの方等の利用が多いところを中心に、道路をはじめ、鉄道、バス等の公共交通施設や建物等のバリアフリー化に取り組みます。

【ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備の推進】

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

島根県では、誰もが安心して自由に出かけられるまちを目指し「島根県人にやさしいまちづくり条例」（以下「人まち条例」）を制定し、その推進のため施設整備マニュアルを定め、公共的施設及び特定公共施設のバリアフリー化を図っています。

本市においては、建築物や道路、公園、河川といった公共的施設及び公衆トイレや学校等の特定公共施設を整備する際に、基準に適合するよう努めます。

また、病院や 集会場、社会福祉施設等 を整備する際に「人まち条例」に基づく届出があった場合は島根県と連携し、適切な指導を行うことにより、公共的施設のバリアフリー化を推進します。

* 「島根県人にやさしいまちづくり条例」に定める施設

* * 公共的施設とは

病院、集会場、ショッピングセンター、ホテル、飲食店等の建築物や道路、公園、河川、海岸、建築物以外の駐車場等、多くの者が利用する施設です。

* * 特定公共的施設とは

公共的施設のうち高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要な施設です。

(2) 個別の施設のバリアフリー化の推進

・ 公共賃貸住宅

新設される公共賃貸住宅では、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、段差のない居室の整備や手すりの設置等を行います。

・ 道路

新設される道路のうち、歩道、横断歩道橋、地下横断歩道橋を整備する場合には、段差等の整備基準に適合するよう努めます。

・ 公園、河川、海岸、路外駐車場

新たに施設を整備する場合は、出入口・園路・遊歩道・傾斜路・階段・駐車場等について整備基準に適合するよう努めます。

2. 地域拠点における面的バリアフリーの推進

多くの高齢者、障がい者等が日常生活において利用する医療、福祉、商業、官公庁等の生活関連施設が集積し、鉄道やバスの利用者が多く、まちづくり等が計画されている地域拠点を重点整備地区と位置づけ、面的なバリアフリー化を推進します。

【重点整備地区におけるバリアフリー化の推進】

(1) 重点整備地区を定め、重点的かつ一体的な施設整備によるバリアフリー化の推進

地域拠点における面的バリアフリー化を推進する上では、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等の個別施設のバリアフリー化に加え、自宅を出てから目的地に辿り着くまでの公共交通機関を含めた生活空間全体を面的に捉え、連続したバリアフリー化を行うことが必要です。

バリアフリーの面的整備をより効果的に行うために、重点整備地区を定め事業を重点的かつ一体的に推進します。

(2) 重点整備地区内への住宅整備による、まちなか居住の推進

今後の高齢化社会の進行に伴い、徒歩圏内において生活関連施設等があり、生活に必要な物品の取得やサービスが受けられるコンパクトなまちづくりやまちなか居住に対する要望が高まることが予測されます。

本市では、重点整備地区内へのシルバーハウジングやコミュニティ住宅等を整備することにより、まちなか居住を推進し、高齢者や障がい者等が生活しやすい環境を整えます。

◆重点整備地区の選定

①重点整備地区の考え方

重点整備地区とは、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であり、以下の要件を満たす地区を言います。

【重点整備地区の要件】

要件1 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

⇒徒歩圏内（面積約400ha）で、生活関連施設が3つ以上ある地区。

要件2 生活関連施設やその経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

⇒鉄道利用者、バス利用者が多い地区や生活関連施設が集積している地区。

⇒主要な施設間の移動経路のバリアフリー化が不十分である地区。

要件3 バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能を高め、まちづくりを進める上で有効であること

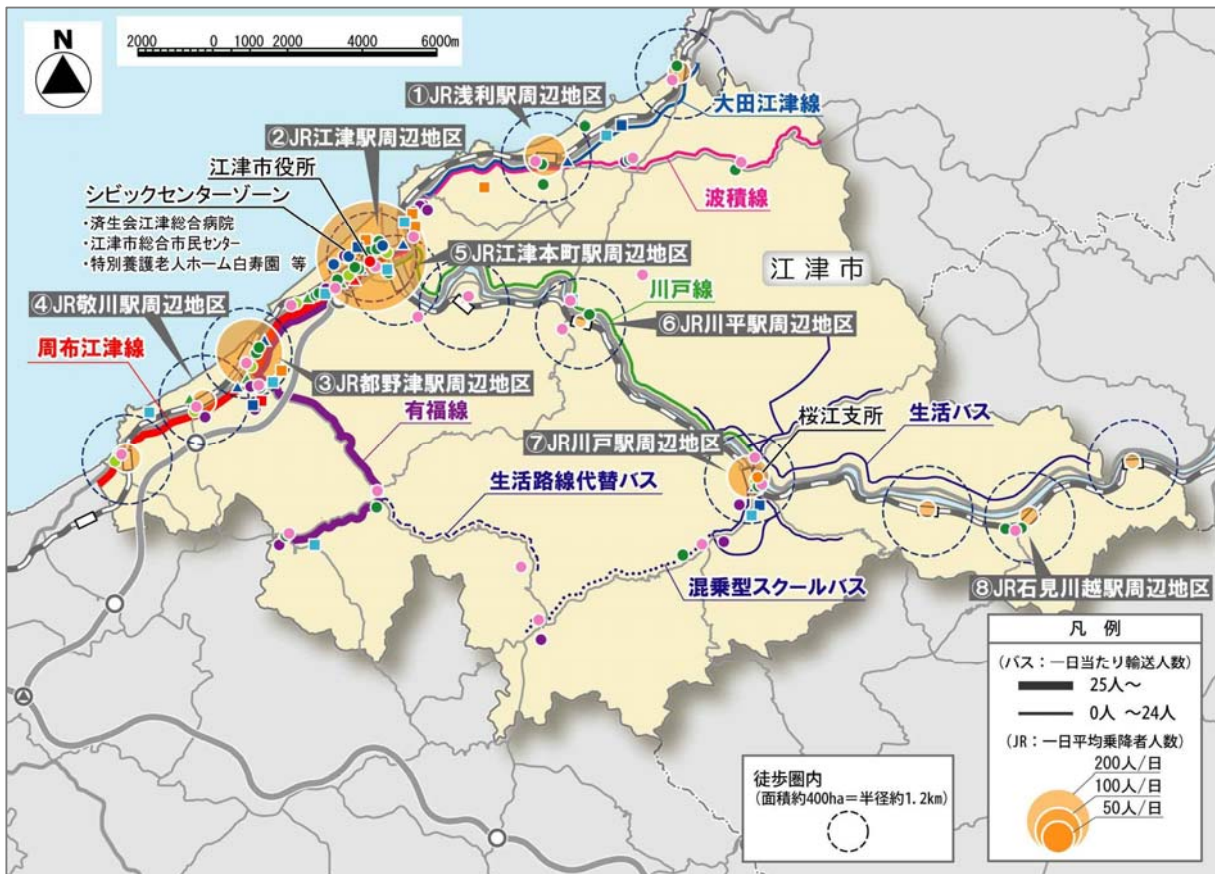
⇒都市機能としては、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場としての機能、勤労の場を提供する機能等。

⇒上位・関連計画による位置づけがなされている地区や市民のニーズがある地区。

（資料：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（H20.10））

②重点整備候補地区の抽出

まず、重点整備地区を設定する前に重点整備候補地区の抽出を行います。抽出方法としては、重点整備地区の要件より、徒歩圏内（面積約400ha）において生活関連施設が3以上あるものを重点整備候補地区とします。



③重点整備地区の選定

重点整備地区の選定にあたっては、前述の重点整備地区の考え方で示した要件1～3に従い整理すると以下の表のようになり、「JR江津駅周辺地区」を重点整備地区として選定します。なお、重点整備地区以外の地区において、鉄道駅や道路、公共施設等の新設または、改修を行う際にも本構想の考え方に基づいた整備を実施します。

(理由)

- ・ JR江津駅周辺地区は市の中心地であり、主な生活関連施設が集積している。
- ・ JR江津駅は鉄道利用者が最も多く、市内の公共交通網はJR江津駅周辺を中心として形成されている。（JR江津駅周辺地区は、市の交通拠点である。）
- ・ JR江津駅周辺地区には、シビックセンターゾーンやグリーンモール等、広域的な利用が見込まれる施設がある。
- ・ JR江津駅周辺地区は、本市の総合拠点として位置付けられており、都市再生整備計画等によるまちづくりが進められ、関連事業と一体となった効果的な整備が期待される。

表 重点整備地区の選定

駅周辺地区名	要件1 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区						要件2 生活関連施設やその経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区		要件3 バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能を高め、まちづくりを進める上で有効であること		
	生活関連施設						交通利用		地区の位置づけ		
	教育施設	商業施設	医療施設	福祉施設	官公庁施設	合計	鉄道 (1日平均乗車人員)	バス (運行本数)	①市街地地区 (用途地域)	②都市拠点としての位置づけがある地区 (第5次江津市総合振興計画)	③都市機能強化のための将来プロジェクトがある地区
① JR浅利駅周辺地区	0	1	2	0	1	4	84	10	×	×	×
② JR江津駅周辺地区	2	4	14	2	2	24	567	47	○ (都市計計画マスタープラン)	○ (江津市総合拠点)	○ (都市再生整備計画など)
③ JR都野津駅周辺地区	2	1	5	1	2	11	207	30	○	×	×
④ JR敬川駅周辺地区	0	3	1	0	1	5	27	22	○	×	×
⑤ JR江津本町駅周辺地区	1	0	1	0	1	3	0	3	○	×	×
⑥ JR川平駅周辺地区	0	0	1	0	2	3	8	3	×	×	×
⑦ JR川戸駅周辺地区	2	1	2	1	3	9	82	17	×	○ (江津市副次拠点)	×
⑧ JR石見川越駅周辺地区	0	0	2	0	1	3	18	-	×	×	×

※2駅以上にまたがる徒歩圏内の施設は、最も近い駅の施設として加味している。

3. バリアフリー情報の提供

高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの方等の生活を支援する情報提供の充実と、情報を容易に取得できる環境の整備に努めることにより、支援を必要とする方々が安心して快適な日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

【高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの方等の生活を支援する情報提供の充実】

(1) 『障害者福祉サービス利用ガイド』によるきめ細やかな情報提供

障がいのある方の生活を支援する各種の支援制度や助成制度・割引制度等について、その内容や窓口、手続き等に関する情報を取りまとめた冊子『障害者福祉サービス利用ガイド』を関係機関（医療機関・社会福祉協議会・相談支援事業所・民生委員・居宅介護施設等）・人の集まる施設等に配布することや、市のホームページへ掲載することにより、障がい者だけでなく多くの方が情報を得られるよう情報提供の充実に努めます。

(2) 『江津市子育てガイドブック』によるきめ細やかな情報提供

妊婦健診やパパママ学級から保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の施設及び子育てを支援する各種の制度等、妊娠初期から出産を経て乳幼児期から高校生までの子育て期間をサポートする様々な情報を盛り込んだ『子育てガイドブック』を母子手帳の交付する際や市内の情報がわからない転入者及び人の集まる施設等に配布することにより、子育てに関わる方だけでなく多くの方が情報を得られるよう情報提供の充実に努めます。

(3) 市ホームページの活用

誰でも手軽に情報収集ができるようにするため、高齢者、障がい者、子ども連れの方等を対象とした様々な福祉サービスや窓口相談、またオストメイト対応トイレやほじょ犬に関する情報を積極的にホームページに掲載することにより、情報提供の充実に努めます。



図 障害者福祉サービス利用ガイド及び子育てガイドブック

(資料：江津市子育てガイドブック、障害者福祉サービス利用ガイド)

(4) バリアフリー情報の提供

島根県が作成している『しまね福祉マップ』を市のホームページからも見る事ができるようにするほか、個別施設のバリアフリー状況に変更があった場合、島根県に情報提供することにより、正確な施設のバリアフリー情報の提供に努めます。

オムツ替えのスペースや親子で入れるトイレ、授乳する場所等の情報を『子育てガイドブック』や子育てサポートセンターのホームページに掲載することで、子育て関連施設のバリアフリー情報の提供に努めます。

(5) 『災害時要援護者登録制度』の推進

障がい者やひとり暮らしの高齢者等、災害時に自力では迅速な避難行動が困難な人（災害時要援護者）が、地域住民の支援等により円滑な避難ができることを目的として、平常時から災害時要援護者の情報収集を行い、福祉担当課、防災担当課のほか、民生委員や地域支援者、消防署、警察署及び市災害地区班において情報を共有するとともに、普段からの交流や見守り活動を行うことで、災害時要援護者一人ひとりの安心・安全な暮らしの確保に努めます。



図 しまね福祉マップ

(資料：島根県HP)

【情報を容易に取得できる環境の整備】

情報のバリアを除くため、障がいのある方に対して、手話・要約筆記奉仕員を派遣するとともに、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員及び朗読ボランティア等の人材を育成し、情報を容易に取得できるよう努めます。

年齢や障がいの有無、利用環境に関係なくだれでも利用しやすいウェブサイトを目指して、本市ホームページの文字サイズの変更や読みあげ、ふりがな、配色変更等の機能拡充に努めます。

情報を得ることや意思の疎通が難しい障がいのある方に情報・意思疎通支援用具（障がい者向けのパソコン周辺機器、アプリケーションソフト等）の購入費用の一部を給付することにより環境の改善に努めます。

4. 観光バリアフリーの推進

だれもが安心して観光ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、施設のバリアフリー化を推進するとともに、観光案内員（ボランティアガイド等）による移動支援等を行い、観光バリアフリーを推進します。

【観光地におけるバリアフリー化の推進】

(1) ハード面の取り組み

主要観光施設において、市が新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「島根県人にやさしいまちづくり条例、施設整備マニュアル」に沿ってバリアフリー化を推進します。

(2) ソフト面、ハート面の取り組み

伝統的な建築物が多く残る天領江津本町薨街道や、狹隘で勾配が急なところに源泉が立地している有福温泉等、地理的な要因によりバリアフリー化を行うことが困難な場合、地域住民や温泉旅館スタッフ等が、訪れた方々のサポートを行うことでバリアを克服できるようにするため、社員教育や観光ボランティアの育成に努めます。

(3) 拠点地区での取り組み

観光バリアフリーを推進するため、重点整備地区（JR江津駅周辺地区）に近接する天領江津本町薨街道を観光バリアフリーの拠点と位置づけ、ハード面・ソフト面・ハート面の取り組みを総合的に行うことで、観光バリアフリーを推進します。

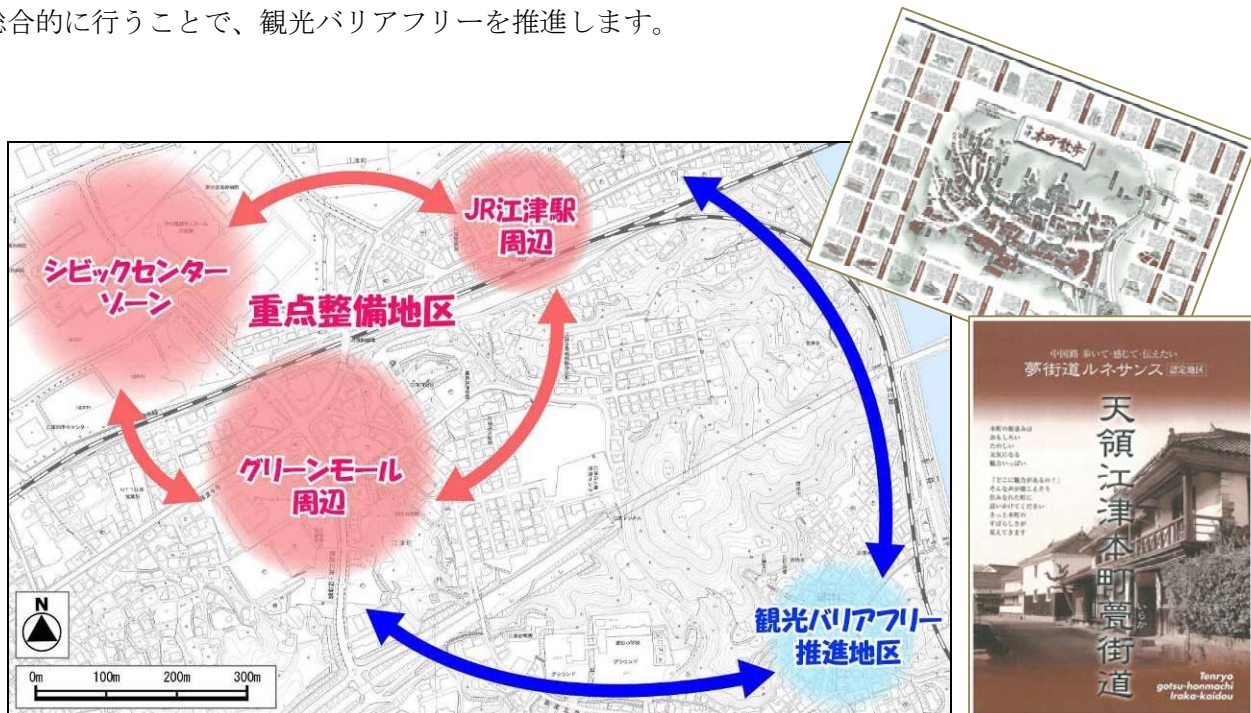


図 重点整備地区と観光バリアフリー推進地区とのつながり

資料：本町地区歴史的建造物を活かしたまちづくり推進協議会

5. 心のバリアフリーの推進

市民一人ひとりが、自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性についての理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、福祉教育の充実、各種の啓発・広報活動、ボランティア活動の推進に努め、お互いに尊重できる共生社会の実現を目指します。

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者、妊婦、子供連れの方等に対する理解と思いやりの心を育み、支援を必要とする方々への支援をだれもができるように、乳幼児期から高等学校までの学びの時期、職場や地域での生活を送る時期において、それぞれのライフステージに合わせた福祉教育、広報紙・HP等を活用した広報・啓発活動及びボランティア活動を推進します。

【福祉教育の推進】

下記の取り組みを推進することにより、地域で暮らす方々の相互理解を深め、地域への愛着と人を思いやる豊かな心を育むことで、『人を思いやり、人が安心して暮らせるまち、ごうつ』の実現を目指します。

(1) 乳幼児期

乳幼児期は、人格形成の上で最も重要な時期であることから、高齢者や障がい者等との交流を通してコミュニケーション能力を養うことや命を大切にすることを育む取り組みを進めることで、乳幼児期から一貫性のある教育の礎を築きます。

(2) 学校での学びの時期

学校での学びの時期は、多様な教育や体験を通して子どもたちが身体的にも精神的にもめざましく成長していく大切な時期となります。そこで、高齢者や障がい者等との交流に積極的に取り組めるよう、車いす、アイマスク等の体験学習や人権教育、ふるさと教育等を通して、人やふるさとを思いやる豊かな心を育みます。また、高齢者や障がい者等にも積極的に講師として参加していただく機会を図るとともに、親子でともに学び語り合う機会を設けることや職場体験学習やボランティア活動等を通じて実際に手助けすることを経験することで、日常生活で実践する力やお互いに尊重できる心を育みます。

(3) 地域において生活を送る時期

地域において生活を送る時期は、ふれあい事業や伝統文化の伝承活動等を通して、子ども達と地域とを結ぶことが求められます。そこで、交流を促進する事業への積極的な参加や、職場体験学習の受け入れ等の教育活動支援、公民館等を拠点に行われる多様な地域活動への積極的な参画等により、『イキイキとした地域づくり』の一翼を担う事が期待されています。

表 具体的な取り組み

ライフステージ	具体的な取り組み
乳幼児期	<p>▼障がい児保育の推進</p> <p>障がいのある園児と一緒に生活することで、理解が深まるため、市内の全保育所・児童館・放課後児童クラブで障がい児の受け入れを積極的に推進します。</p>
	<p>▼高齢者との交流事業</p> <p>保育所地域活動事業として、地域の高齢者とのふれあい事業を実施し、ふれあいの機会を充実することにより、高齢者に対する理解を深め思いやりの心を育みます。</p>
	<p>▼保育所と小学校との交流事業の推進</p> <p>園児、児童の交流を通じ、児童が小さな園児に抱くやさしさ、思いやりを育みます。また、小学校就学時の「段差」を解消し園児がスムーズに学校生活を送れるよう支援します。</p>
学校での学びの時期	<p>▼赤ちゃん登校日の実施</p> <p>小学校の児童と赤ちゃんとその親とのふれあいを通し、コミュニケーションの必要性を学び、自分の親への感謝の気持ちや赤ちゃんへの温かい気持ち等を育みます。</p>
	<p>▼体験学習の実施</p> <p>車いす体験、アイマスク体験、聴覚障がい体験、シニア体験、盲導犬とのふれあい等の体験学習を通じ、相手の立場への理解を深めると共に、実際に手助けすることを経験することで、日常生活での実践を促します。</p>
	<p>▼特別な支援を必要とする児童、生徒とのコミュニケーションの実施</p> <p>特別な支援を必要とする児童、生徒とのかかわりを深めることで相互の理解が深まり、必要に応じて支援ができる力が育つため、市内の小中学校においてこうした取り組みを積極的に推進します。</p>
	<p>▼交通安全学習の実施</p> <p>交通安全教室の開催や自転車マナーアップ講習等を実施することで基本的なルールや技術を学ぶと共に、交通弱者に対する理解や配慮など、他者を思いやる心を育みます。</p>
	<p>▼人権同和教育の実施</p> <p>すべての市民の人権が尊重される人権感覚豊かな明るい社会をめざして、あらゆる場で人権教育・啓発を推進する総合的な取組みの一環として人権教育を実施し、人を思いやる心を育みます。</p>
	<p>▼ふるさと教育の実践</p> <p>地域の高齢者との伝統文化の伝承を通じた交流を行うことで、ふるさとや高齢者への理解を深め豊かな心を育みます。</p>
	<p>▼職場体験学習の実施</p> <p>市内の病院、介護施設、保育所、市役所等の職場へ直接出向いて、高齢者の介助や園児の保育体験学習を通して、働くことの意義を学ぶと共に、介助などの経験を糧に実際に手助けする力を育てます。</p>
	<p>▼放課後子ども教室事業の実施</p> <p>平日の放課後、あるいは、土・日曜日、祝日、長期休暇の一定期間（時間）に小学校の児童を地域住民の協力を得て、遊び・学習等を行ない、地域住民との交流を促進します。</p>
	<p>▼県の「ふるまい向上プロジェクト」の推進</p> <p>社会性や協調性など子どもたちの「生きる力」を伸ばし、健やかで思いやりのある自立できる人間を育てることを目的とした、県の「ふるまい向上プロジェクト」を公民館活動の一環として位置づけ、地域単位で推進できるよう努めます。</p>
	<p>▼出前講座の活用</p> <p>福祉関係課・関係機関の取り組みを出前講座メニューとしてパンフレットに掲載し、各家庭・団体・公民館等に配布するとともに、学校や地域に出かけ出前講座を開催することなどで福祉教育を推進します。</p>
地域において生活を送る時期	<p>▼地域での支え合い、助け合いの推進（地域自立生活支援事業）</p> <p>各地域で実施する健康づくりなどのサロン事業により、見守り等が必要と思われる高齢者を把握するとともに、高齢者への支援に対する理解を深め、地域や高齢者相互で支え合い、助け合いを行うことができるよう意識啓発もあわせて行います。</p>
	<p>▼地域福祉を担う人づくりの推進</p> <p>教育機関や社会福祉協議会との連携を強め、住民への地域福祉の意識向上を図り、地域福祉を担う人づくりを進めます。</p>
	<p>▼地域の元気応援プロジェクトの推進</p> <p>地域の活性化と、福祉のネットワークづくりを推進するため、地域コミュニティ活性化事業などを通して、地域みんなの元気づくりを支援します。</p>

【啓発・広報活動の推進】

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、幅広い市民が参加する健康教室や人権出前講座等でバリアフリーに関する知識の普及、啓発を継続的に行うほか、『障害者週間』に実施するイベント等の機会を活用した啓発や市の広報紙、ホームページ、防災無線等の広報媒体を活用しての啓発・広報等に積極的に取り組みます。

(1) 介護予防普及啓発活動事業

各地域で実施する健康教室等の中で、認知症等に関する知識の普及・啓発を行うことで、高齢者自身の介護予防だけでなく、認知症等の理解や地域における支援のあり方等、ボランティアやサークル等の自主的な活動の充実、推進を図ります。

(2) 人権出前講座、公民館巡回人権講演会等での啓発

人権出前講座、公民館巡回人権講演会、人権・同和教育主任等研究協議会等の開催に合わせ「心のバリアフリー」について意識啓発を推進します。

(3) 障害者週間を活用した啓発

障害者週間（12月3日から9日）での施設の無料開放等の機会を活用してバリアフリー推進についての啓発活動を行います。

(4) 広報媒体を活用した広報・啓発

市の広報紙、ホームページ、防災無線等の広報媒体を通じ、市民の障がい者等への理解が深まるよう、啓発活動を進めます。

(5) 思いやり駐車場制度の普及活動を通じた啓発

生活関連施設等へ思いやり駐車場制度の導入を促進し、障がい者や高齢者、妊婦の方等に対する理解を求める等の啓発を推進します。

【ボランティア活動の推進】

高齢者や障がい者等、支援を必要とされる方々を実際に手助けできるよう、福祉教育やボランティア活動を通して手助けする方法を学びます。また、必要なときに必要な支援を受けられるために、多様なボランティアによる支援は欠かせません。こうしたことから、地域や学校等と連携しボランティア活動を積極的に推進します。

(1) ボランティアバンク事業

子ども会、ジュニアリーダー（中高校生）、シニアリーダー（大学、社会人）、高等学校ボランティアグループ等が行う、自主事業（そば打ち、ボランティア研修）や交流事業（視覚障害者研修サポート、福祉施設のお祭り手伝い、環境美化活動、ほたる祭り）等を通じて、ボランティア意識が醸成されるよう、教育委員会が事務局となり、特に青少年のボランティア活動を推進します。

(2) 認知症サポーターの育成

認知症についての正しい知識をもち、認知症の方や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア（認知症サポーター）の育成を図るため、国、県が推進する「認知症サポーター養成講座」への受講促進等の支援を行います。さらにサポーターを育成するボランティア講師のキャラバン・メイトの養成を推進、支援することでサポーター育成を促進します。

(3) 要約・手話通訳奉仕員等のボランティアの養成

情報のバリアを除くため要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員並びに朗読ボランティア等を養成することによりボランティアの人材を育成し、その活動を推進します。

(4) 自己肯定感、役立ち感を醸成するための取り組み

子育てサポートセンターが実施する次世代行動計画推進事業「子どもまつり」、「キラキラコンサート」等へ小・中・高校生がボランティアとして社会参加することにより、自己肯定感、役立ち感が醸成され、日常生活の中で、積極的に人とかかわりがもてる人間を育成する事につながるので、学生ボランティアの受入れを推進します。

(5) 観光ボランティアの育成

本市では天領江津本町薨街道や有福温泉等、伝統的建築物が多く残っていますが、地理的要因によるバリア（障壁）も多くあります。そこで、JR江津駅や主要観光施設に観光案内人を配置し、観光客をサポートすることでバリアを少しでも克服できるよう、観光ボランティアの育成を推進します。

(6) 地域の元気応援プロジェクトの推進（再掲）

地域の活性化と、福祉のネットワークづくりを推進するため、地域コミュニティ活性化事業等、地域が自主的に取り組む地域づくり等の活動への支援を通して、ボランティア活動の推進を目指します。

6. 市民・事業者・行政の協働による段階的・継続的なバリアフリーの推進

バリアフリー基本構想に位置づけた事業を円滑に推進するためには、基本構想策定にあたり生活者や利用者からの意見を積極的に反映することや事業者の理解と協力を得る等、市民、事業者、行政とが「協働」・「共助」して、取り組むことが必要です。また、中長期的な視点に立ち、段階的、継続的な取り組みによりスパイラルアップを行い、バリアフリー化を推進します。

【市民・事業者・行政の協働によるバリアフリーの推進】

基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図るためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でバリアフリーに対し理解を深め、「協働」・「共助」していくことが不可欠です。

自治会やボランティア団体、市民活動団体、NPO等（以下「各種団体」という）による自発的な協働の場である新しい公共の中で、共に支え合い、手を取り合いながら、バリアフリーに関する特定事業やその他の事業及び関連事業に取り組んでいきます。

・市民

支援を必要とする方々に対し、行政の手が行き届かないサービスを担う協力体制として、個人をはじめ、各種団体の積極的な参画や協働の場づくりが望まれます。

・事業者

主にハード面での効果が期待され、交通手段・施設等の整備改善を行い、安全で快適な生活空間の提供を行います。また、ソフト面においてもバリアフリーに対する職員への教育やCSR活動（企業の社会的責任）を通じて障がい者等を支える取り組みが望まれます。

・行政

市民や事業者の要望を踏まえ、上位計画及び関連計画との整合を図りながら、バリアフリーの推進に努めます。また、バリアフリーに関する広報や啓発、福祉教育等の活動を通じ、心のバリアフリーを推進していくことのほか、バリアフリー推進に向けた活動を行う各種団体への支援および事業者との連携が望まれます。

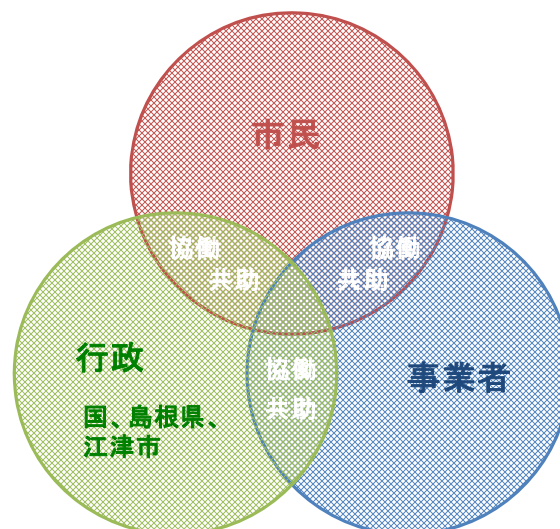


図 推進体制のイメージ

【段階的、継続的なバリアフリーの推進】

バリアフリーを推進していくためには、基本構想を策定した後も、「ハード面」・「ソフト面」・「ハート面」での各事業の進捗状況や実施状況等の報告に基づき現状把握を行い、必要に応じてフォローアップ等を段階的、継続的に行うこと（スパイラルアップ）により着実に事業実施していくことが望まれます。

(1) 各事業の進捗度の把握と情報の共有

バリアフリー基本構想策定後における、各事業の実施状況の報告や点検等を行う場を設置し、必要に応じてフォローアップ等について協議を行う仕組みづくりを行うことにより、着実な事業実施を目指します。（【仮称】バリアフリー連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という））

(2) バリアフリーに関する連絡調整会議の定期的、継続的な開催

バリアフリー事業の進捗や心のバリアフリーの推進等に関する連絡調整会議を定期的、継続的に開催することにより、バリアフリー化の現状を的確に把握し、目標に対する達成度等を明らかにすることで課題を的確に把握し、必要に応じた新たな目標を設定することにより、バリアフリーの実現を目指します。

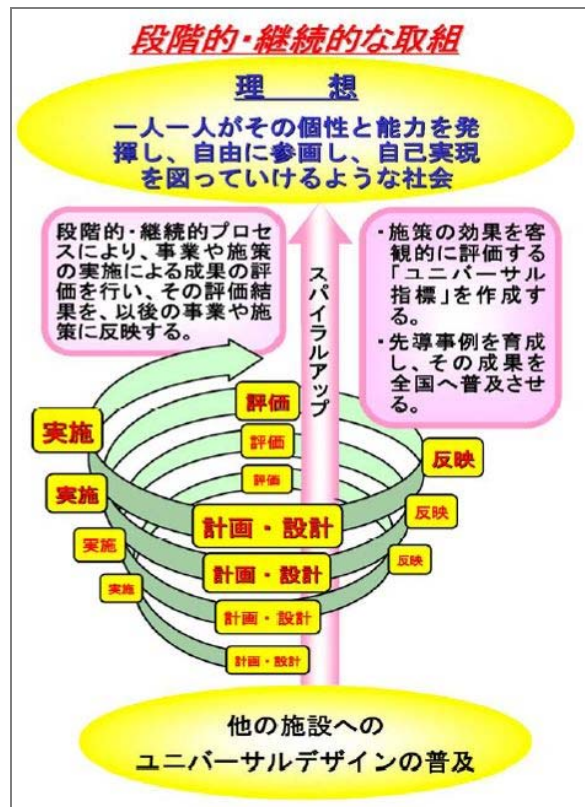


図 スパイラルアップのイメージ

(資料：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック (H20.10))

4. 重点整備地区におけるバリアフリー基本構想

4.1 重点整備地区の現況と課題の整理

(1) 地区のバリアフリーに関する現況

本地区におけるバリアフリーの現状は以下の図のようになります。

国道9号及びシビックセンターゾーン区域においては、歩道が整備されています。しかし、点字ブロックの設置状況については、江津駅前の交差点及びシビックセンターゾーンへのアクセス区域だけに留まっている状態です。

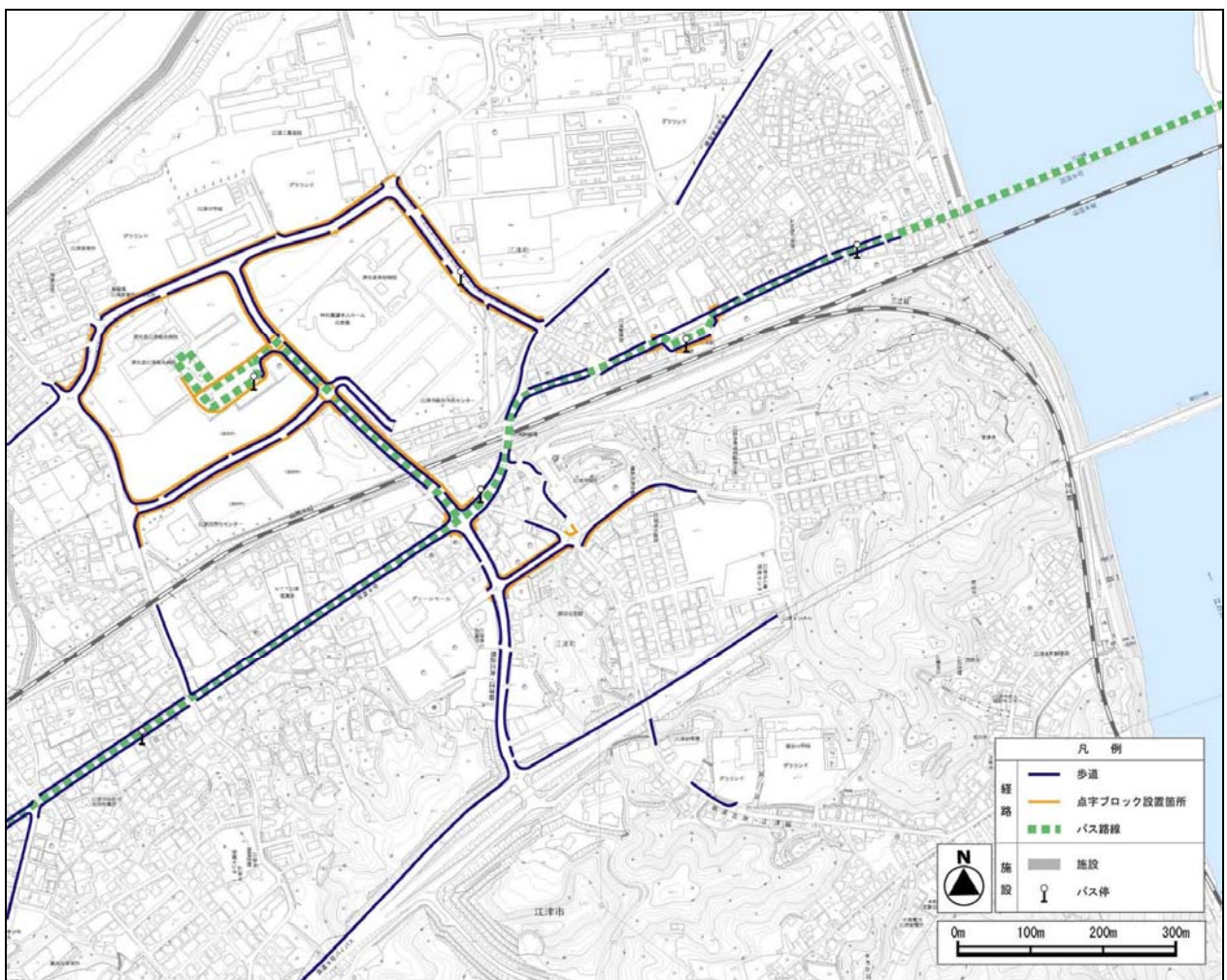


図 重点整備地区におけるバリアフリー状況

(2) バリアフリーに関する問題・課題（現地点検）

高齢者や障がい者等、市民参加により、駅や公共施設等の多くの人々が利用する施設及びその周辺の道路でバリアとなっている場所や課題等について、実際にまちを歩いて点検するまち歩きを行いました。

また、まち歩きの後、ワークショップによりグループ毎にバリアフリー上の課題や整備要望等の意見交換を行いました。

① 調査概要

調査日時	平成22年1月28日(木) 13:00～16:30
調査対象	江津駅、済生会江津総合病院、グリーンモール、江津市役所、江津市図書館 天領江津本町薨街道周辺地区、国道9号、県道三次江津線、市道高丸線
会場	島根県石中央地域地場産業振興センター
参加者	61名
高齢者及び障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者団体 : 8名 ・ 教育関連団体 : 5名 ・ 医療関連団体 : 3名 ・ 障害者団体 : 10名 ≪ 肢体不自由者 4名、視覚障害者 1名、聴覚障害者 1名 ≫ ※今回、車イス利用者は不参加でしたが、まち歩きでは各ルートで 電動車イス、シルバーカー、車イスを利用してまち歩きを実施 ルート1：電動車イス 1台、車イス 1台 ルート2：シルバーカー 1台、車イス 1台 ルート3：シルバーカー 1台、車イス 1台 ルート4：電動車イス 1台、車イス 1台 ルート5：車イス 1台 <div style="text-align: right;">計：26名</div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会委員 : 8名 ・ 関係者 : 3名 ≪ 施設設置管理者 ≫ ・ 事務局 : 24名 <div style="text-align: right;">計：35名</div>

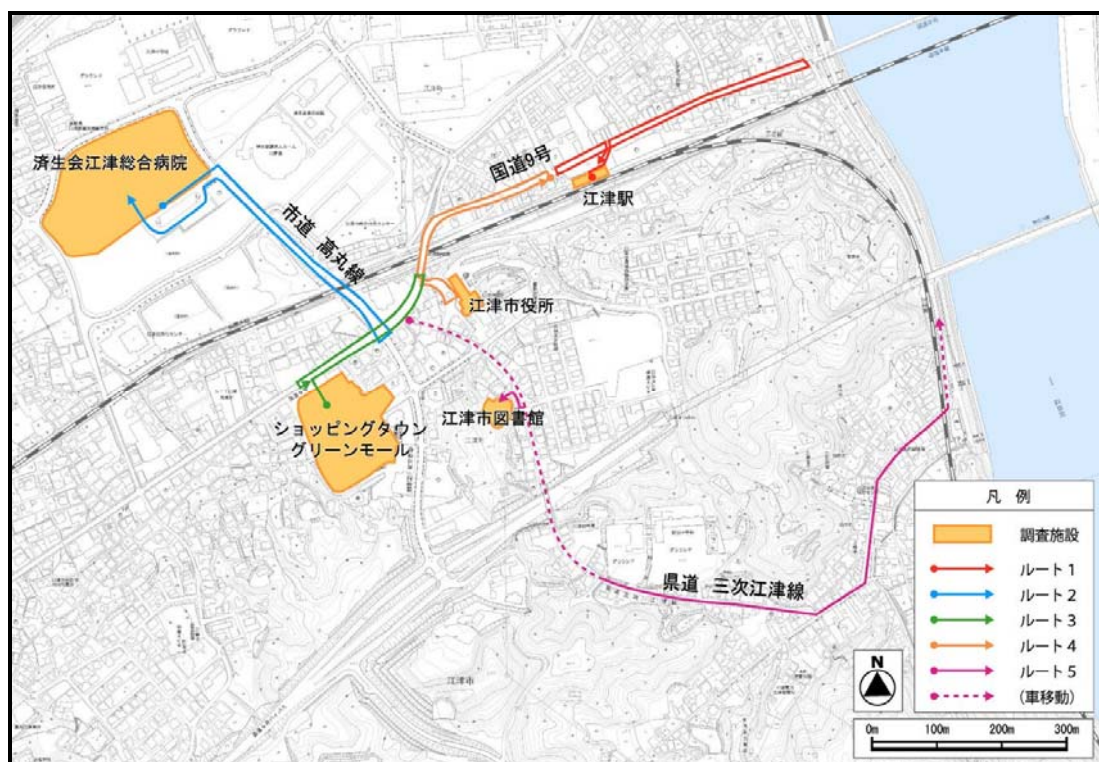


図 まち歩き経路図

②作業の流れ

ステップ1 ～事前説明～

まず、まち歩き前に全体説明を行い、各班で自己紹介をしました。その後、各班ごとに点検ルートを確認を行いました。



ステップ2 ～まち歩き点検～

次に、実際に車イスや電動車イスに乗り込み、道路（路面）や施設等のバリアをチェックしました。



ステップ3 ～ワークショップ～

まち歩き点検を終えた後、バリアがあった箇所をみんなで確認し、図面にまとめました。



ステップ4 ～ワークショップの発表～

最後に、バリアの箇所をみんなで情報共有し、意見交換を行いました。



③重点整備地区のバリアと課題の整理

現地点検及び現地点検後のワークショップの意見を踏まえ、各施設毎に問題点とその改善策について整理しました。

施設	重点整備地区におけるバリアと課題の整理		
J R 江津駅	江津駅構内	<ul style="list-style-type: none"> ○江津駅構内のトイレの入り口に段差がある ○多目的トイレが設置されていない ○車イス移動用の通路に屋根を設置してほしい ○車イスでの開閉ができるように入り口の扉を引き戸もしくは自動ドアへ変更してほしい ○スロープと駅入り口が直角になっているため車イスでの出入が難しい 	
	階段・段差	<ul style="list-style-type: none"> ○江津駅ホームの歩道橋の階段がきつい ○江津駅正面入り口に階段があり、タクシーに乗れない ○入り口階段のカラーの目印が明確に表示されていない ○スロープの勾配がきつく、利用しても下り口にバス停が設置されていないため、車イスでバスに乗れない（バス停までは段差がある） 	
	駅前	<ul style="list-style-type: none"> ○江津駅から国道9号線までの間に点字ブロックが途切れている ○江津駅前では車が歩道に乗り上げているため、駐車帯の確保が必要 	
<p>課題 駅構内の階段の昇降が高齢者、障がい者には困難なため、高齢者、障がい者にもやさしい昇降設備が望まれます。また、江津駅前から国道9号線に至るまでの連続した点字ブロックの整備も必要です。</p>			
グリーンモーター ショッピングセンター	施設内	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行ATM入り口が狭く、段差があり、車イスでは出入が難しい ○エレベーターが狭く、介助者が入るスペースはない 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場の隣に駐輪場があり、自転車障害物となっている ○1階には身障者専用駐車場は1台分しかない ○3階には身障者専用駐車場は2台分だけしかない 	
<p>課題 身障者専用駐車場を確保するため、身障者専用駐車場近辺の駐輪場における自転車の障害物の撤去等が必要です。また、バリアフリーに対する理解も必要となります。</p>			
江津市図書館	敷地内	<ul style="list-style-type: none"> ○スロープ、階段に手すりが無い ○傾斜がきついので、車イスでの利用ができない ○駐車場がせまい 	
	図書館前	<ul style="list-style-type: none"> ○進入坂が急勾配で、出入が難しい ○北側の下階段がきつい ○江津市役所方向へ向かう、江津市図書館前交差点のカーブ（市道から入るカーブ）が急なので、見通しが悪く危険 	
<p>課題 だれもが利用しやすい環境が必要であり、図書館へ向かう階段やスロープへ手すりの設置が必要です。</p>			
江津市役所	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○江津市役所の駐車場は県の推進する『思いやり駐車場』であるはずなのに、明確化されていない 	
<p>課題 身障者専用駐車場の確保と、身障者専用駐車場における『思いやり駐車場』の明確化が必要です。</p>			
済生会江津総合病院・市道（高丸線）	点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ○「止まれ」などの不要な点字ブロックが残っている ○点字ブロックの段差が気になる ○点字ブロックの連続性、統一性が無い 	
	高丸跨線橋	<ul style="list-style-type: none"> ○下水路の入り口のフェンスが途中で途切れているので、連続して設置してほしい ○路面の舗装が凸凹している ○砂利道で車イスの振動が多い ○道路の陥没、道路端に穴が空いている箇所は危険 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○済生会前のバス停の時刻表にノンステップバスがどの便なのか表示がない ○シビックゾーン前には身障者専用駐車場が無い 	
<p>課題 病院前の点字ブロックが明確ではないので、統一性のある連続した点字ブロックの整備が望まれます。また、車イスの円滑な走行のため、歩道の舗装を平らにするなどの対応が必要です。</p>			

施設		重点整備地区におけるバリアと課題の整理		
国道9号	歩道	段差・幅員	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の幅員が狭く、一定の幅でない ○歩道の電柱が障害物となっており、歩道の幅が狭くなる原因となっている ○歩道に段差があるので、高齢者が介助して車イスで通行するのは困難である 	
		傾斜	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の勾配がきつい ○切り下げの段差が斜めで車イスが車道側へ傾いてしまう 	
		歩道橋	<ul style="list-style-type: none"> ○江津市役所前の歩道橋の幅が狭く、障がいを持っていなくても階段の上り下りがきつい ○江津市役所前の歩道橋では下りの2段がコンクリートで出来ているため、踏み面の幅や色が違う、また滑り止めが設置されていない 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の路面状況が悪く、平らでない ○全体的に横断歩道が少なく、信号機の設置間隔も狭い 	
<p>課題</p> <p>車イスでも安全に通行できるように歩道の幅員の確保、路面状況の改善が望まれます。</p>				
国道9号	交差点	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ○江津駅前交差点の東西の横断歩道の信号が短いため、車イスでは渡りきる前に赤に変わる ○Aコープ前の横断歩道の時間が短く、延長してほしい ○グリーンモール前交差点には歩行者用信号機が設置されておらず、交通量も多いため、押ボタン信号機を設置してほしい 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○江津駅前交差点の横断歩道が交差点に近く、危険を感じる ○江津町交差点の歩車緑石と歩道に段差がある ○Aコープ前の交差点では、車が歩道を横切って店内へ入るので危険である 	
<p>課題</p> <p>全ての人が安全に横断できるように交差点内の横断時間(青信号時間)の延長が望まれます。また、施設の進入路に近い交差点では歩行者の安全確保のため、案内標識などの設置が必要です。</p>				
側溝	側溝の隙間	側溝の隙間	<ul style="list-style-type: none"> ○コンクリート製の溝蓋の穴が大きく、車イスの前輪がはまったり、杖がはまってしまふことが多い ○古い側溝と舗装された歩道との間に段差がある 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○グレーチングで、雨や雪の日はすべりやすくなる、滑り止めタイプのグレーチングへ変更してほしい ○グレーチングが歩道の障害物 ○側溝の蓋に不備がある 	
<p>課題</p> <p>側溝の網目、蓋の隙間などが障害となり、歩行の妨げとなっているので側溝蓋の改善が必要です。</p>				
江津跨線橋	段差・幅員	段差・幅員	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道に対して縁石が高いため、車イスを回す手が縁石にぶつかる ○江津駅から市役所への入り口方向に段差がある(約12cm) ○歩道の幅が狭く(約1.2m)、車イスではすれ違うことができない 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○フェンス側から枯れ枝が出ているので、車イスでは顔に当たるかもしれない ○また、太い枝などが車輪に挟まると転倒する恐れがあり、危険である ○江津駅から江津市役所方向の交差点の角度が急なので前に出ないと見えないことがある 	
<p>課題</p> <p>車イスでも走行がしやすいように歩道の幅員の確保が望まれます。工事等の看板などが設置されている場合は、設置基準を設けるなどの対応が必要です。</p>				
市道	市役所通線	勾配	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道が狭く、傾斜が急なため、車イスで坂を下るのは危険 ○下りの歩道の幅を広くするか、縁石を高くしてほしい ○歩道の終端の切り下げが車道に向けて下がっているため、車イスでは通行が難しい 	
		<p>課題</p> <p>坂の傾斜が急な上、歩道に傾斜がついているので、手動の車イスでは安全に市役所へ行くことが困難です。例えば、市役所の方が下まで迎えに行くなどのソフト面での対応が必要となります。</p>		
県道三次江津線および市道渡津本町線	歩道	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の幅員が狭い、急に狭くなっている場所もある ○道路内の照明柱が障害となっている ○歩道幅を明確にするためにカラー舗装してほしい ○歩道と車道の境界線の白線が消えている ○歩道が狭いため、雨天時に傘が建物にあたり危険 	
		側溝	<ul style="list-style-type: none"> ○溝蓋の穴に杖が入る箇所が多く、鉄蓋が必要 ○側溝がマウンドアップになっていて危険 ○側溝を道路の高さまで下げてほしい ○溝蓋のある所と、途切れている所の段差が危険 	
	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○坂がきつく歩きにくい ○生垣の刈込みの必要などところがある ○カーブミラーの角度が悪い場所は危険 ○江津本町郵便局のスロープ入り口前には駐車車両があり、車イスでは進入できない 	
		<p>課題</p> <p>通学路である歩道には、安全確保のため白線などで車道と線引きをするなどの対応が望まれます。</p>		

まち歩き調査結果



【江津駅前】
・スロープの傾斜が急



【江津駅前】
・カラー目印が消えている



【江津駅前】
・点字ブロックの途切れ



【国道9号】
・歩道の障害物



【国道9号】
・側溝の段差

<国道9号>

- ・歩道に傾斜があり、車イスの通行や高齢者の歩行が困難。
- ・電柱等の障害物が歩道を狭くしており、歩道の幅員が一定ではない。
- ・溝蓋等の隙間に車イスの前輪・杖等がはまる。

<江津駅>

- ・駅構内の階段の昇降が高齢者・障がい者にとって、困難なため、エレベーターの設置をしてほしい。
- ・多目的トイレの設置をしてほしい。
- ・駅構内のトイレの入口に段差がある。
- ・正面入口に段差があり、タクシー・バスを利用しにくい。
- ・入り口階段のカラーの目印が明確に表示されていない。

<江津駅前>

- ・駅前から国道9号線までの連続した点字ブロックの整備をしてほしい。
- ・歩道に駐車車両が乗り上げているので、駐車帯の設置が必要。

<市道 高丸線>

- ・点字ブロックの統一性・連続性がない。
- ・東側のバス停に点字ブロックの案内がない。
- ・路面の舗装が凸凹しており、車イスを押すことが困難。
- ・歩道の端に陥没（穴）している箇所があり、危険。

<シビックセンター前>

- ・身障者専用駐車場が無い。

- ・歩道に勾配があり、車道側に傾斜があるため、車イスは車道側に傾き、危険を伴う。
- ・歩道の段差があり、歩きにくい。
- ・金属性の溝蓋は雨や雪の日は滑りやすい。

- ・歩道が狭く、勾配がきつい。
- ・路面が平らでない。

<市道 市役所通線>

- ・市役所への坂道が急勾配で車イスでは危険が伴う。
- ・歩道が車道側に傾斜しているので、安全に歩行できるように柵や縁石の高さを上げる等の対応をしてほしい。
- ・市役所前の歩道橋の階段がきつく、幅も狭い。

- ・歩行者用信号が無く、横断が困難。交通量が多いので、押ボタン式の信号機を設置してほしい。

<江津町交差点>

- ・交差点内の信号機の時間が短いので、高齢者や幼児等は渡りきれない。
- ・グレーチングの目が大きい。
- ・縁石と歩道の段差がある。
- ・電柱等が歩道の障害物となっており、歩道の幅が狭い。
- ・Aコープの交差点前は車歩道を横切るので危険。

<江津市図書館>

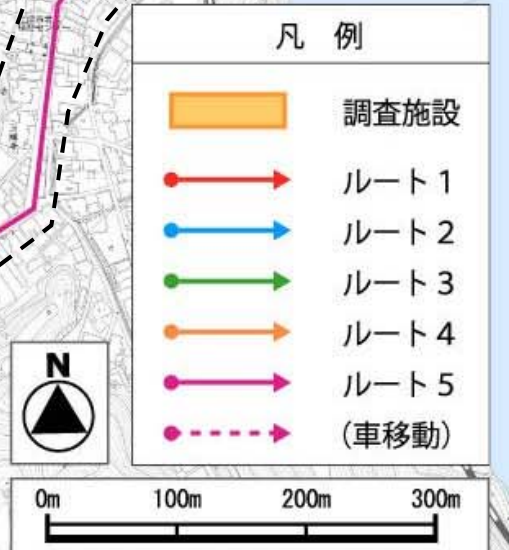
- ・進入坂が急勾配なので危険。
- ・車イスでの利用は困難。
- ・駐車場が狭い。
- ・入り口スロープ・北側の上り階段に手すりを設置してほしい。
- ・図書館入り口の交差点の見通しが悪い。

<天領江津本町壘街道>

- ・歩道が狭く、段差がある。
- ・白線で舗装することで歩道の幅を広げる。
- ・溝蓋のマウンドアップ、段差がある。
- ・生垣の刈込みをし、見通しを良くする。

<ショッピングタウン グリーンモール>

- ・身障者駐車場の確保。
- ・身障者駐車場付近の駐輪場の自転車が障害物となっている。
- ・銀行ATMの入り口が狭く、段差がある。
- ・エレベーターが狭い。



【市道 高丸線】
・点字ブロックの統一性が無い



【市道 高丸線】
・東側バス停前、点字ブロック無し



【グリーンモール前】
・交通量が多く横断困難。



【グリーンモール】
・1階身障者駐車場



【江津市図書館】
・入り口階段



【国道9号 江津跨線橋】
・歩道の幅員が狭い



【市道 市役所通線】
・坂道が急勾配



【県道 江津三次線】
・白線が消えている



【市道 渡津本町線】
・歩道が確保されていない

4.2 重点整備地区における基本的な方針

J R江津駅周辺地区には、都市再生整備計画（平成21年3月）、江津駅前地区再生整備基本計画、江津市住宅マスタープラン等があり、将来まちづくりとの整合を図ることが重要です。また、高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人々が利用しやすいよう、鉄道駅、道路、交差点、建築物等の整備を行い、移動等の円滑化を図ります。整備にあたっては、関連する基準やガイドライン等を基本とすることはもちろん、ヒアリング調査や現地地点検（まち歩き）等の意見を踏まえて、特定事業を定め、実施していきます。

4.3 重点整備地区の区域と生活関連経路の設定等

(1) 重点整備地区の区域設定

本市における重点整備地区の区域設定を以下のようにします。

- J R江津駅周辺、シビックセンターゾーン、グリーンモール周辺の3拠点を中心に徒歩圏と考えられる概ね1kmの範囲を目安とした区域とします。
- 高齢者、障がい者等を含め、多くの人々が利用する生活関連施設が含まれる区域とします。なお、生活関連施設の設定においては、関係者団体へのヒアリング調査等で得られた意見も反映しています。
- 区域の境界部は明確に判断できる町丁界道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路で設定します。

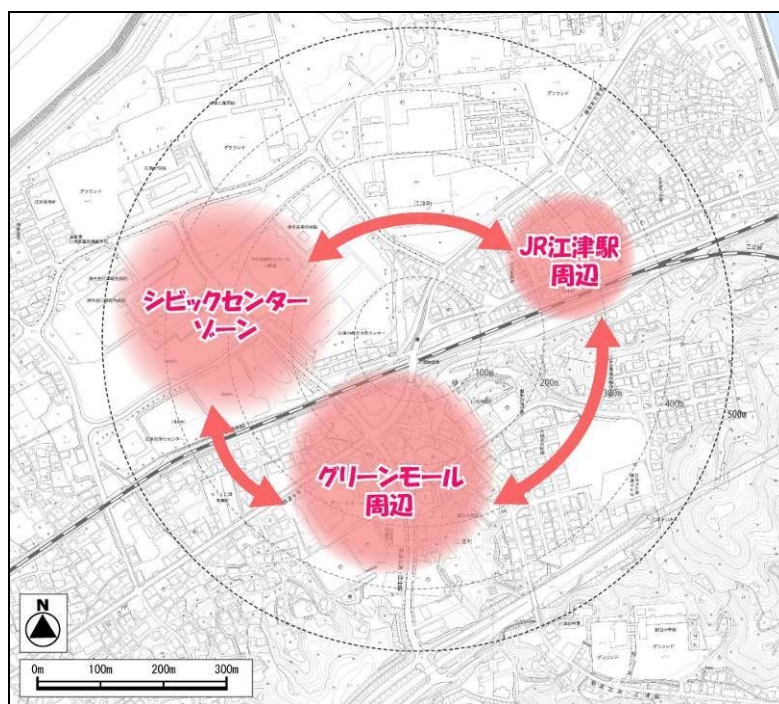


図 J R江津駅・シビックセンターゾーン・グリーンモールの3拠点

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設とは多くの高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設のことであり旅客施設、官公庁施設、文化教育施設、商業施設等が対象となります。そこで、本地区内における生活関連施設は、ヒアリング結果に基づき以下の施設を生活関連施設として設定します。

表 生活関連施設

旅客施設	○ J R 江津駅
建築物	○江津市役所
	○済生会江津総合病院
	○老人保健施設たかさご苑
	○特別養護老人ホーム白寿園
	○江津市総合市民センター
	○服部タイヨー江津店
	○ショッピングタウングリーンモール
	○A コープ江津
	○山陰合同銀行江津支店
	○江津市図書館
	○江津郵便局
	○吉村歯科医院
	○菅田歯科医院
	○鈴木眼科医院
	○森脇歯科医院
	○もりとう内科クリニック
	○山崎病院
	○平下歯科医院
	○渡利小児科内科医院
	○川島耳鼻咽喉科医院
○船津内科医院	
○永井歯科医院	
○駅前複合公共施設（構想）	
路外駐車場	○江津市玉江駐車場
	○江津駅前商店会共同組合駐車場

(3) 重点整備地区の区域及び生活関連施設

重点整備地区の区域及び生活関連施設の位置については、下図に示す通りです。

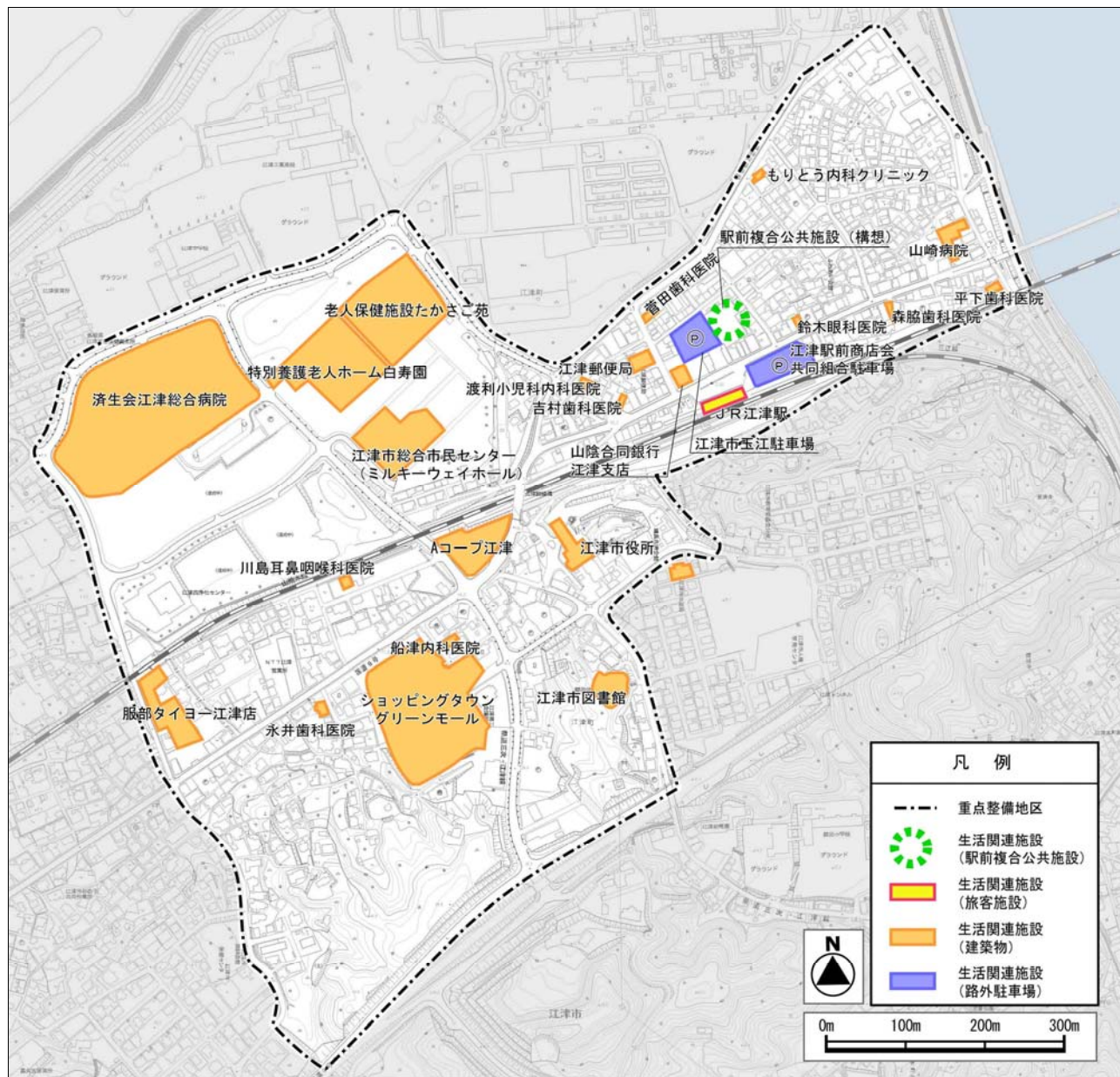


図 重点整備地区の区域及び生活関連施設

(4) 生活関連経路の選定

重点整備地区において一体的なバリアフリー化を実現するためには、重点整備地区内の各種施設のバリアフリー化にあわせ、施設間を結ぶ経路のバリアフリー化を行う必要があります。

そこで、各生活関連施設間を結ぶ主要な経路については、生活関連経路として位置づけ、優先的にバリアフリー整備を行っていきます。

また、地区内の移動の連続性や回遊性を高め、まちの魅力向上を図るためには、生活関連経路以外にもバリアフリー化された歩行経路を確保し、それら同士をつないで重点整備地区内のネットワークが構成されることが重要です。そこで、生活関連経路以外にもバリアフリー化が望まれる経路を準生活関連経路と設定し、バリアフリー化を推進します。

(生活関連経路の考え方)

本市においては、高齢者・障がい者が多く利用する施設が集積しているJR江津駅周辺、シビックセンターゾーン、グリーンモール周辺を結ぶ経路を生活関連経路と位置づけます。生活関連経路は、優先的にバリアフリー化を推進できるよう、重点整備地区内での回遊性について考慮しながら、将来まちづくりとの連携を強化した経路設定を行います。

(準生活関連経路の考え方)

準生活関連経路では、生活関連経路以外にバリアフリー化が望まれる経路と位置づけます。具体的には、重点整備地区内の回遊性を高める経路や小規模な医療施設をネットワークする経路を言います。また、道路条件や沿道条件、その他の地形的条件等から移動等円滑化基準のすべてを満たすことが困難な経路についても準生活関連経路と位置付け、可能な範囲でのバリアフリー対応を図ることとします。

表 生活関連経路及び準生活関連経路

生活関連経路	①国道9号
	②県道238号線 江津港線（都）鴻島線
	②県道238号線 江津港線
	③県道112号線 三次江津線
	④市道 水源地通線
	⑤市道 江津敬川海岸線
	⑥市道 シビック公園通り線
	⑦市道 高丸線
	⑧市道 市役所通線
⑨ JR江津駅前広場	
準生活関連経路	①国道9号
	②県道238号線 江津港線（都）鴻島線
	③県道112号線 三次江津線
	④市道 御幸通線
	⑤市道 市役所南通線
	⑥市道 ウナギ谷線
	⑦市道 江津敬川海岸線
	⑧市道 シビックセンター線
	⑨市道 星島線
	⑩市道 築港線
	⑪江津市総合市民センター 敷地内通路

(5) 重点整備地区の区域及び生活関連経路

(1)～(4)の結果、重点整備地区の区域については、北はシビックセンターゾーンの済生会江津総合病院、東は国道9号と平下歯科医院を含み、西については国道9号と服部タイヨーまでを含みます。また、南については県道112号と江津市図書館まで含み、重点整備地区の面積は約67haです。

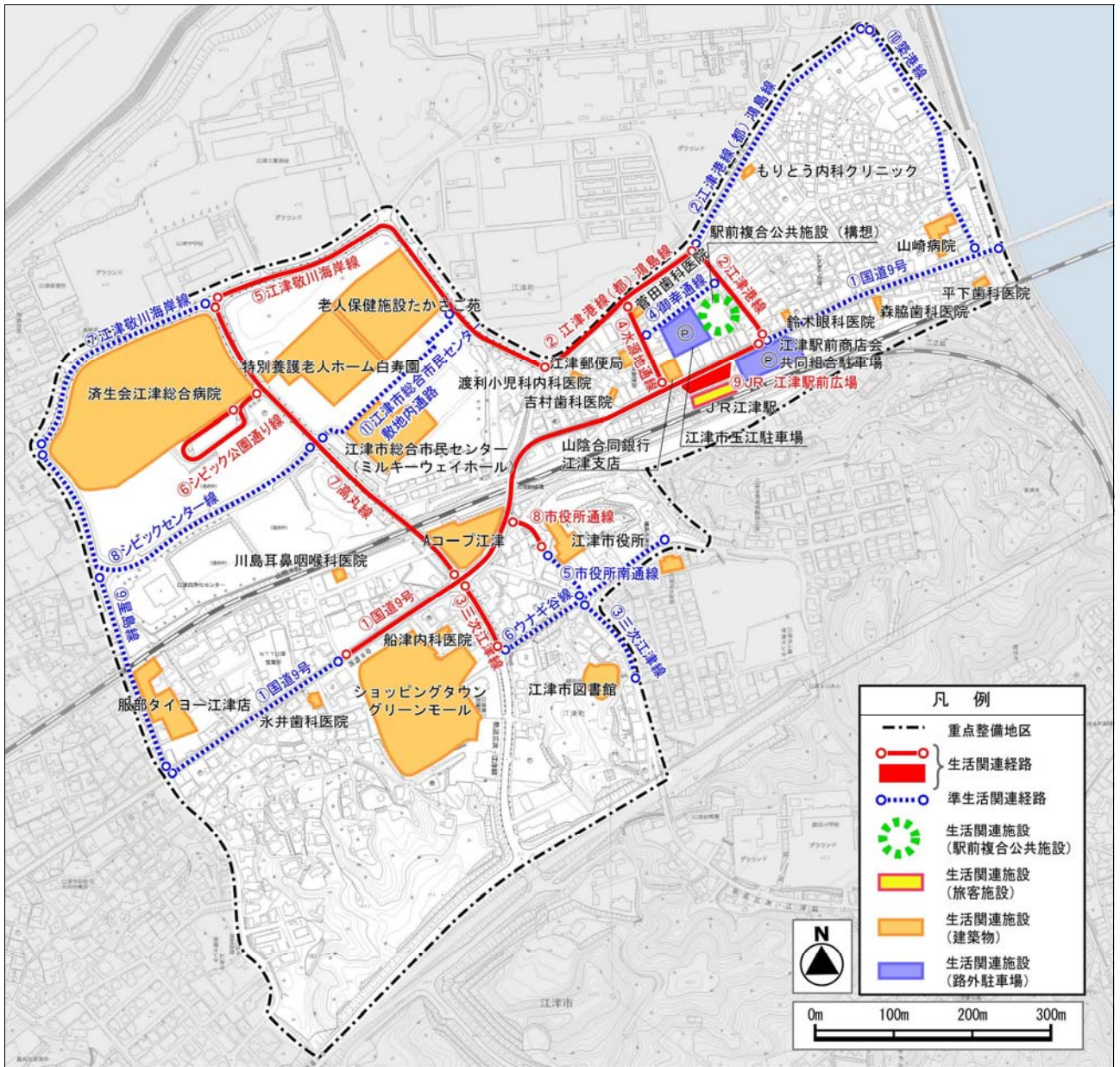


図 重点整備地区の区域

4.4 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の概要

重点整備地区におけるバリアフリー化を推進するために、以下の特定事業を設定しました。また、特定事業における整備時期については、平成27年を目途に実現するものを「短期」、平成27年以降にも取り組みを継続するものを「中長期」と位置づけました。なお「中長期」において、目標年次である平成32年までに事業着手が困難な場合には、今後も引き続き事業化に向けて検討を行うものとします。

(実施すべき特定事業内容)

(1) 公共交通特定事業

公共交通において実施する事業で、特定旅客施設におけるバリアフリー化のために、特定車両(軌道車両、バス、タクシー等)や特定車両の停留所に関するバリアフリー化の整備を行います。

(2) 道路特定事業

道路において実施する事業で、バリアフリー化のために歩道の設置や拡幅、路面構造の改良や通行経路の案内標識の改善等を行う事業です。

(3) 路外駐車場特定事業

特定路外駐車場において実施する事業で、車イスを利用している人や体の不自由な人のために移動しやすい駐車施設の設置や整備等に関する事業です。

(4) 建築物特定事業

特別特定建築物において実施する事業で、バリアフリー化のために必要な整備を行います。高齢者や障がい者に配慮した駐車場の設置や階段の手すり整備等を行う事業です。

(5) 交通安全特定事業

高齢者や障がい者等が安全に道路を横断できるように配慮した信号時間の設定(横断の際の青信号時間等)や見やすい標識の整備等を行う事業です。また、交通安全のための広報及び啓発活動や違法駐車に対する取り締まりの強化等も含まれます。

(6) その他の事業

生活関連施設、生活関連経路に関する上記に記載した以外の事業で、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業が対象となります。

(実施する特定事業等の整備方針と整備概要)

(1) 公共交通特定事業

公共交通において実施する事業で、特定旅客施設におけるバリアフリー化のために、特定車両(軌道車両、バス、タクシー等)や特定車両の停留所に関するバリアフリー化の整備を行います。


【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者等の方々をはじめ、だれもが利用しやすいバスやタクシー等の車両環境づくりに努めます。
- ② 利用しやすい車両環境づくりにおいては、低床バスや福祉タクシーの導入だけでなく、バリアフリーに対する理解を深めるための社員教育や実践的な訓練を行い、高齢者や障がい者等への細やかな心配りに努めます。
- ③ 整備時期については、短期にできるものから随時バリアフリー化を目指します。また中長期に行う整備に関しては、“江津駅前地区再生整備事業(仮)”の進捗にあわせ、今後もバリアフリー化の検討を行っていきます。

【整備概要】

■バス事業(事業者:石見交通株式会社 等)

	短期	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低床バスの増便(更新時導入) ・ バス時刻表においては、“低床バス運行を表記すること”や“文字を大きくする”等改良。(更新時導入) ・ バリアフリーに対する社員教育・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス停の位置を再検討※(JR江津駅の乗降場所) ※ 関係事業者との連携を図ると共に“江津駅前地区再生整備事業(仮)”の進捗にあわせてバリアフリー化を図ります。



時刻表(のりば案内図含む)

Bus Timetable

中書島(竹田街道) 運行会社/京阪シティバス・京阪宇治バス

平日

行き先	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
[23] ジャスコ経由			09	15	10	△08	08	宇08	08	宇08	08	宇08	08	10	△10					
[25] 近鉄大久保		39	△34	35	28	28	△38	38	38	△38	□38	△38	□38	30	25	25	※△23	□38		
		54	47	△51	48	48							△50	40	40	38	59			
			59										55	□55						

運行会社/無印=京阪宇治バス △印=京阪シティバス
 ★京阪電車からご利用の方は「京阪中書島」停留所の時刻表をご覧ください
 ※印=京阪中書島止(京阪シティバス) 宇印=近鉄大久保経由宇治車庫行
 □印=低床バスで運行致します(都合により一般車で運行する場合があります) 運賃事情で運賃変更することがあります。ご了承ください。

図 低床バス・低床バス運行の明記された時刻表

(資料:京阪バスHP)

■浜田タクシー（事業者：市内のタクシー事業者 等）

	短期	中長期
<p>主な整備 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳を提示し易い環境づくり （乗車時に障害者手帳を求める表記 の設置や運転手による声かけ等） ・ 運転手情報の点字表示 ・ バリアフリーに対する社員教育・訓 練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー乗り場の位置を再検討※ （J R江津駅の乗降場所） <p>※ 関係事業者との連携を図ると共に“江津駅前地 区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせてバリ アフリー化を図ります。</p>

(2) 道路特定事業

道路において実施する事業で、バリアフリー化のために歩道の設置や拡幅、路面構造の改良や通行経路の案内標識の改善等を行う事業です。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者等の方々をはじめ、だれもが安心できる道路の環境づくりに努めます。
- ② 安心できる道路の環境づくりにおいては、車イスでも安心して利用できる幅広い歩道の整備や路面構造の改良等だけでなく、高齢者や障がい者の視点に立った定期的な路面環境や案内標識等の点検を行い、利用者が安心して移動ができるよう努めます。
- ③ 整備時期については“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。また、駅前広場周辺の路線区間以外についても、整備可能な区間は短期、整備困難な区間は中長期にバリアフリー化を目指します。

【整備区間】

■国道（事業者：浜田河川国道事務所 等）

○対象区間

（生活関連経路）

- ①国道 9 号

（準生活関連経路）

- ①国道 9 号

■県道（事業者：島根県 等）

○対象区間

（生活関連経路）

- ②県道 238 号線 江津港線（都）鴻島線、②県道 238 号線 江津港線、③県道 112 号線 三次江津線、

（準生活関連経路）

- ②県道 238 号線 江津港線（都）鴻島線、③県道 112 号線 三次江津線

■市道（事業者：江津市 等）

○対象区間

（生活関連経路）

- ④市道 水源地通線、⑤市道 江津敬川海岸線、⑥市道 シビック公園通り線、⑦市道 高丸線

- ⑧市道 市役所通線

（準生活関連経路）

- ④市道 御幸通線、⑤市道 市役所南通線、⑥市道 ウナギ谷線、⑦市道 江津敬川海岸線

- ⑧市道 シビックセンター線、⑨市道 星島線、⑩市道 築港線

【整備内容】

①歩道の設置

歩道の無い区間において、車イスがスムーズに移動できる歩道幅の確保およびバリアフリーに対応した歩道の整備を行います。

②電線および障害物の移設

現状では歩道上にある電信柱により、歩道幅が狭い箇所があるため、対象区間に関わる事業者との連携を図りながら障害物の移設に向けて取組んでいきます。

③歩道の拡幅

バリアフリーに対応した歩道の拡幅を行っていきます。

④歩道の段差・傾斜・勾配などの改善

障がい者や高齢者が円滑に通行できるよう、歩道の段差・傾斜・勾配等の改善を行っていきます。

⑤視覚障害者誘導用ブロックの設置

シームレスな移動を行うため、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行っていきます。

⑥視覚障害者誘導用ブロックの設置（エスコートゾーンの設置）

横断歩道の前後区間だけの設置ではなく、道路横断帯についてもスムーズな移動を行うため、視覚障害者誘導用ブロック（エスコートゾーン）の設置を行っていきます。

⑦側溝蓋やグレーチングの改修

高齢者の歩行や車イスの通行等を妨げている側溝蓋やグレーチングの隙間を改修していきます。

⑧定期的なバリアフリー点検

道路に関する改修および修繕にあわせて、定期的なバリアフリー点検を行っていきます。

【整備内容一覧】

対象区間		事業者	事業区間	延長 (m) ※1桁を四捨五入	整備区間(箇所)	整備内容 ◎:短期に実施、○:中長期に実施								
						①歩道の設置	②電線および 障害物の移設	③歩道の拡幅	④歩道の段 差・傾斜・ 勾配などの 改善	⑤視覚障害者 誘導用 ブロックの 設置	⑥視覚障害者 誘導用 ブロックの 設置 (エスコート ゾーン)	⑦側溝蓋やグ レーチングの 改修	⑧定期的なバ リアフリー点検	
生活関連経路	①国道9号	国	JR江津駅前～ グリーンモール前	約710	江津市駅前			○ ※1	◎	◎	◎	◎	◎	
					江津市駅前～ 跨線橋前		○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
					跨線橋		○		◎			◎		
					跨線橋～ グリーンモール前		○	○		◎	◎	◎	◎	
	②県道238号線江津港線(都) 鴻島線	県	国道9号～ B交差点	約360	約220	A交差点～ B交差点	◎ ※1、※2				◎	◎	◎	◎
					約140	国道9号～ A交差点	◎ ※1			◎	◎	◎	◎	
	③県道112号線 三次江津線	県	江津町交差点～ 江津商工会議所前交差点	約90	-					◎	◎		◎	
	④市道 水源地通線	市	全区間	約120	-	◎ ※1				◎		◎	◎	
	⑤市道 江津敬川海岸線	市	B交差点～ 江津中学校前交差点	約510	-					◎	◎	◎	◎	
⑥市道 シビック公園通り線	市	全区間	約230	全区間								◎		
⑦市道 高丸線	市	//	約460	高丸線の全区間					◎	◎		◎		
⑧市道 市役所通線	市	全区間	約50	市役所通線の全区間			○	◎	◎			◎		
準生活関連経路	①国道9号	国	JR江津駅前～江津橋西詰、 グリーンモール前～ 服部タイヨー前交差点	約580	約320	JR江津駅前～ 江津橋西詰		○			○	○	○	○
					約260	グリーンモール前～ 服部タイヨー前交差点		○			○	○	○	○
	②県道238号線江津港線(都) 鴻島線	県	永井建設(株)前～ A交差点	約360	-	○ ※2				○		◎	◎	
	③県道112号線 三次江津線	県	江津市役所先交差点～ 江津市図書館	約120	-				◎			◎	◎	
	④市道 御幸通線	市	全区間	約110	-	◎ ※1				◎		◎	◎	
	⑤市道 市役所南通線	市	全区間	約70	-					◎			◎	
	⑥市道 ウナギ谷線	市	江津商工会議所前交差点～ 江津市水道庁舎前	約250	-						◎	◎	◎	
	⑦市道 江津敬川海岸線	市	江津中学校前交差点～ 江津総合病院先(西)	約300	-						◎		◎	
	⑧市道 シビックセンター線	市	全区間	約480	-								◎	
	⑨市道 星島線	市	//	約260	-	◎ ※3			◎	◎	◎		◎	
⑩市道 築港線	市	//	約310	-	○ ※4				◎		◎	◎		

※1 “江津駅前地区再生事業(仮)”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。
 ※2 都市計画決定の後、整備着手します。
 ※3 JRの踏切で無い区間があります。
 ※4 一部短期に実施します。

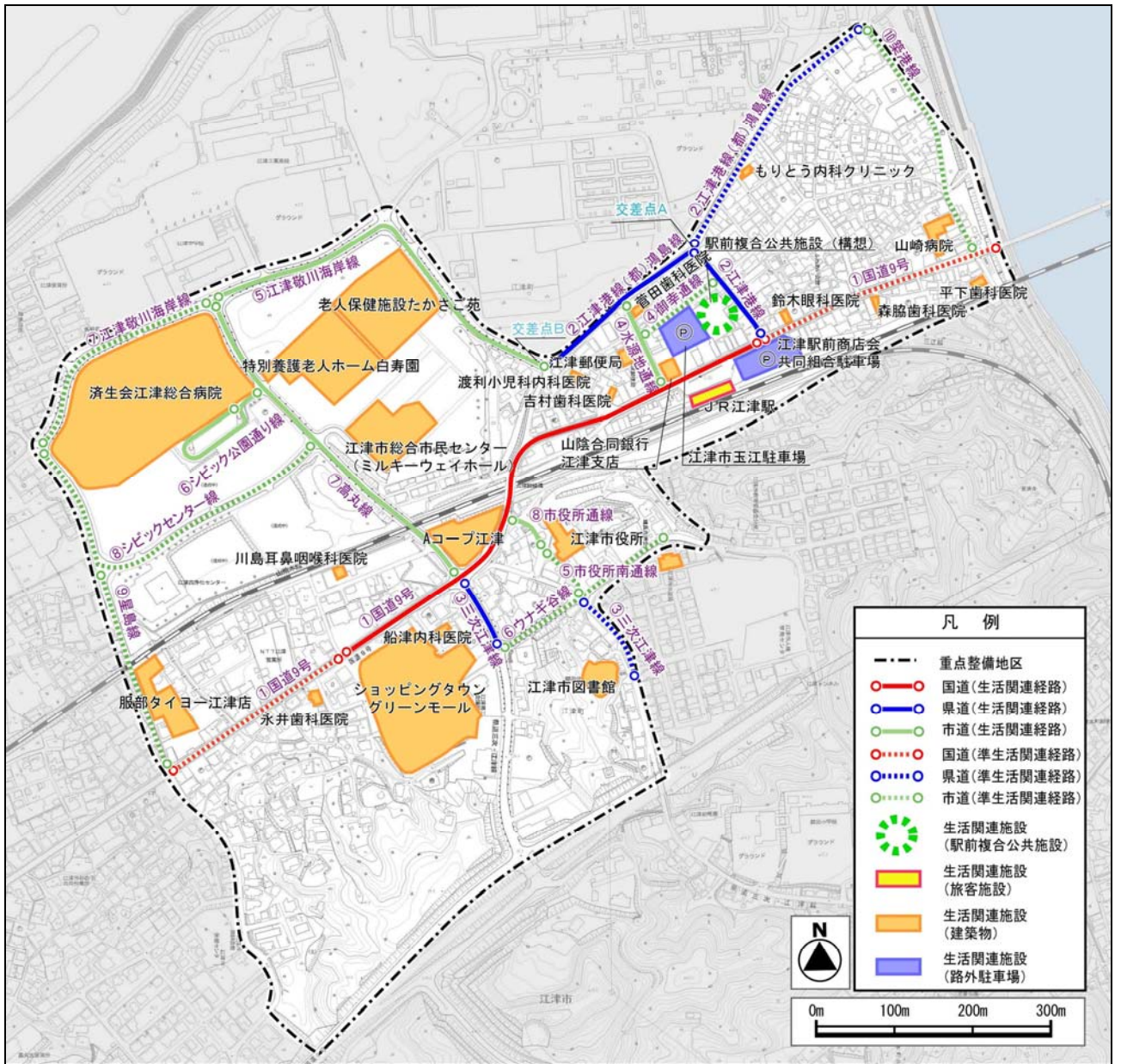


図 事業区間の位置

(3) 路外駐車場特定事業

特定路外駐車場において実施する事業で、車イスを利用している人や体の不自由な人のために移動しやすい駐車施設の設置や整備等に関する事業です。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者等の方々をはじめ、だれもが利用しやすい駐車場の環境づくりに努めます。
- ② 利用しやすい駐車場の環境づくりにおいては、使いやすい駐車スペースの確保や移動等の円滑化のために必要な整備に努めます。
- ③ 整備時期については、中長期に行い、また“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、今後もバリアフリー化の検討を行っていきます。
- ④ 江津市玉江駐車場の整備時期については“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。また、江津駅前商店会共同組合駐車場の整備時期については、中長期にバリアフリー化を目指します。

【整備概要】

■江津市玉江駐車場（事業者：江津市 等）

	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none">・ 車イス対応の駐車場の設置※ ※ “江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。 ⇒現在の玉江駐車場を廃止し、平面式駐車場を新設する予定。

■江津駅前商店会共同組合駐車場（事業者：江津駅前商店会共同組合 等）

	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none">・ 車イス対応の駐車場の設置 ※ “江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。

(4) 建築物特定事業

特別特定建築物において実施する事業で、バリアフリー化のために必要な整備を行います。高齢者や障がい者に配慮した駐車場の設置や階段の手すり整備等を行う事業です。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者等の方々をはじめ、だれもが利用しやすい敷地内及び施設内の環境づくりに努めます。
- ② 利用しやすい敷地内及び施設内の環境づくりにおいては、高齢者や障がい者に配慮した駐車場の設置や階段の手すり整備等だけでなく、バリアフリーに対する理解を深めるための社員（職員）教育や実践的な訓練を行い、高齢者や障がい者等への細やかな心配りに努めます。

【整備概要】

■江津市役所（事業者：江津市 等）

	短期	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none">・ 階段に照明の設置（階段乗降の際、暗い箇所がある）・ バリアフリーに対する職員教育・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">・ ごみ収集場の移設検討

■江津市図書館〔併設：郷田公民館〕（事業者：江津市 等）

	短期	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none">・ 玄関入口のスロープ及び階段手すりの設置・ 図書サービスの充実（図書館を利用するのに障がいの方へ、宅配等の各種サービス）・ バリアフリーに対する職員教育・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 急坂の勾配緩和・ 駐車場の増設

■ショッピングタウン グリーンモール（事業者：協同組合グリーンモール 等）

	短期	中長期
<p>主な整備内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思いやり駐車場の設置 ・ 障がい者用駐車場の増設 ・ バリアフリーに対する社員教育・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行ATMの出入口の改修※ <p>※ 関連事業者との連携により、バリアフリー化を図ります。</p>

※思いやり駐車場制度について

島根県では、平成20年12月3日から、本当に身体障がい者等用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を、実施することとしました。

重点整備地区内では“江津市役所”、“江津市総合市民センター”、“済生会江津総合病院”に思いやり駐車場が設置されています。



【江津市総合市民センター】



【利用証】



【済生会江津総合病院①】



【済生会江津総合病院②】

図 思いやり駐車場の設置

（資料：島根県 HP）

（資料：山陰中央新報HPより）

(5) 交通安全特定事業

高齢者や障がい者等が安全に道路を横断できるように配慮した信号時間の設定（横断の際の青信号時間等）や見やすい標識の整備等を行う事業です。また、交通安全のための広報及び啓発活動や違法駐車に対する取り締まりの強化等も含まれます。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者等の方々をはじめ、だれもが安心して移動ができる交通の環境づくりに努めます。
- ② 安心して移動ができる交通の環境づくりにおいては、高齢者や障がい者に配慮した信号時間の設定（横断の際の青信号時間等）や見やすい標識の整備等だけでなく、違法駐車等を改善するための啓発活動や取り締まり強化に努めます。
- ③ 整備時期については、短期にできるものから随時バリアフリー化を目指します。

【整備概要】

■信号機や違法駐車への対策（事業者：島根県公安委員会 等）

	短期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none">・ 歩行者用青信号点灯時間の調査および検討・ 高齢者、障がい者等を対象とした交通安全意識の啓発・ 違法駐車防止のための啓発活動や取り締まり強化・ バリアフリーに対する職員教育・訓練の実施

(6) その他の事業

生活関連施設、生活関連経路に関する上記に記載した以外の事業で、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業が対象となります。

《JR江津駅に関する事業》

重点整備地区において唯一の交通拠点であるJR江津駅は、高齢者や障がい者の方々をはじめ不特定多数の方々を利用される施設であるため、だれもが利用しやすい施設環境が求められます。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者等の方々をはじめ、だれもが利用しやすい駅の環境づくりに努めます。
- ② 利用しやすい駅の環境づくりにおいては、高齢者や障がい者に配慮した駅構内の施設整備だけでなく、バリアフリーに対する理解を深めるための教育や実践的な訓練を行い、高齢者や障がい者等への細やかな心配りに努めます。特に、構造的・コスト的にバリアフリー化が難しい場所への対応としては、社員教育や実践的な訓練を生かした心のバリアフリー化に努めます。
- ③ 整備時期については、短期にできるものから随時バリアフリー化を目指します。また中長期に行う整備に関しては、“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、今後もバリアフリー化の検討を行っていきます。

【整備概要】

■ JR江津駅（事業者：JR西日本、江津市 等）

	短期	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前階段の手すりを設置 ・ 駅前階段の黄色ライン舗装の改修 ・ 駅前点字ブロックの改修 ・ 駅前スロープの勾配緩和 ・ バリアフリーに対する社員教育・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車内のドア開閉ボタンの改良（わかりやすい形状、周囲の色との明度差、彩度等を確保するとともに、上部に点字を併記する等）※ ・ エレベーターの設置※ ・ 多機能トイレの設置※ ・ 駅入り口自動ドアの設置※ <p>※ 関係事業者との連携を図ると共に“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせてバリアフリー化を図ります。</p>



※オストメイト用設備を整えています。

図 江津市総合市民センターの多機能トイレ

《JR江津駅前広場整備及び江津市総合市民センター敷地内通路の整備》

生活関連経路として設定した民間所有地を含む「JR江津駅前広場」、「江津市総合市民センター敷地内通路」については、視覚障害者誘導用ブロックの改修、段差解消をはじめとする通路の安全、安心な歩行空間の確保に向け、将来まちづくりとの連携を強化したバリアフリー化を推進していきます。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者の方々をはじめ、だれもが利用しやすい広場環境及び歩きやすい通路環境づくりに努めます。
- ② 広場環境及び通路環境においては、高齢者や障がい者に配慮した歩道の整備や路面段差の解消等の整備に努めます。また、広場環境においては交流や賑わいを創出する場となるため、広場を活用したイベントや催し物等の際には、高齢者及び障がい者等が積極的に参加できるようにボランティアスタッフの導入に努めます。
- ③ JR江津駅前広場の整備時期については、“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。

【整備概要】

■ JR江津駅前広場（事業者：江津市 等）

	短期	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装面の修繕 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置（点字ブロックの設置等） ・ 定期的なバリアフリー点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の拡幅※ ・ 歩道の段差、傾斜、勾配等の改善※ ・ バス停の位置を再検討※（JR江津駅の乗降場所） <p>※ 関係事業者との連携を図ると共に“江津駅前地区再生整備事業（仮）”の進捗にあわせてバリアフリー化を図ります。</p>

■ 江津市総合市民センター敷地内通路（事業者：江津市 等）

	短期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なバリアフリー点検

4.5 観光バリアフリーの推進事業

本市においては、基本方針の一つとして「観光バリアフリーの推進」を掲げており、重点整備地区と観光地地区をつなぐ一体的なバリアフリー化が望まれます。そこで、本市では天領江津本町薨街道を観光バリアフリー推進地区と位置づけ、重点整備地区との一体的なバリアフリーを推進します。

【整備方針】

- ① 高齢者や障がい者の方々をはじめ、だれもが歩きやすく魅力ある街道づくりに努めます。
- ② 歩きやすく魅力ある街道づくりにおいては、高齢者や障がい者に配慮した歩道の整備及び路面環境の改善等だけでなく、主要場所から天領江津本町薨街道地区へのシームレスな移動を可能にするため、主要施設に観光ボランティアの配置を行う等心のバリアフリーに努めます。
- ③ 整備時期については、“江津本町街なみ環境整備事業”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。

【整備概要】

■天領江津本町薨街道（事業者：江津市 等）

	短期	中長期
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none"> 観光ボランティアによる案内誘導の検討（観光ボランティア団体との連携を図り、主要な場所から天領江津本町薨街道への案内誘導の検討を行う） 	<ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮したハード整備（電柱等障害物の移設）※ 街灯や景観に配慮した照明灯設置※ サイン整備※ 休憩ベンチ※ <p>※ “江津本町街なみ環境整備事業”の進捗にあわせ、バリアフリー化を図ります。</p>

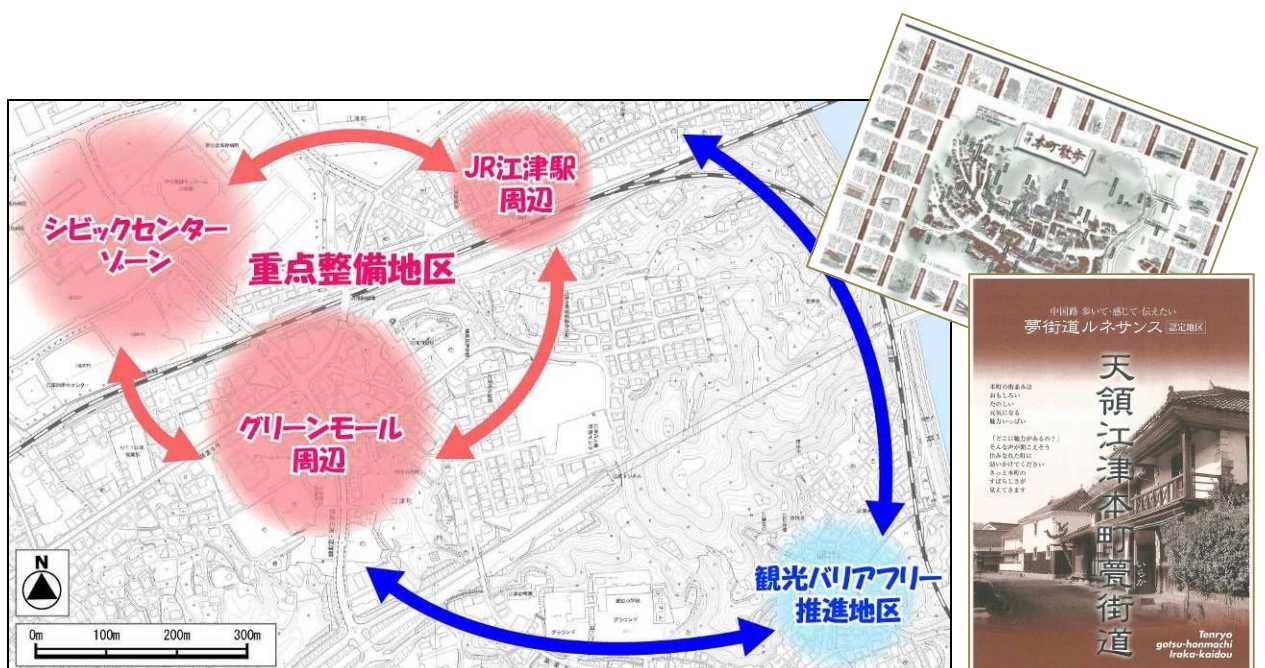


図 重点整備地区と観光バリアフリー推進地区とのつながり（再掲）

資料：本町地区歴史的建造物を活かしたまちづくり推進協議会

江津市バリアフリー基本構想

平成 23 年 3 月

江津市 建設部 都市計画課

〒695-8501

島根県江津市江津町 1525

TEL : 0855-52-2501

FAX : 0855-52-1365

E-mail : toshikeikaku@city.gotsu.lg.jp